

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画  
(第3次改訂)



ゆり浜

令和4年3月

湯梨浜町



## 湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画(第3次改訂)発刊に当たって

今般、「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画(第3次改訂)」版発刊の運びとなりました。多大のご尽力をいただいた湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会の委員の皆さまを始め、人権意識調査にご協力をいただいた町民の皆さま、そして関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

さて、今回の人権意識調査の結果を見ますと、前回(平成28年)に比べ、回答率、人権について、「重要」、「わかりやすい」、「自分にも関係が深い」と答えられた人の率が上昇し、人権についての関心の高まりがみられます。

そして、人権課題として答えられた内容を見ますと、「男女共同参画」、「日本に暮らす外国人(在日韓国・朝鮮人以外)」、「病気にかかわる人やその家族」、「性的少数者」、「インターネットによる人権侵害」の率が上昇していることから、今日的な課題への積極的な取り組みの反映として表れたものと思料されます。

しかしながら、その一方で、率としては下がってはいるものの人権課題として高い率のものから順に並べますと、「同和問題」、「障がいのある人」、「個人のプライバシー保護」の順となっていることから、改善は進むものの依然従来の課題が大きな課題であることが分かります。

また、「差別や偏見が存在していると思わない」の率が上昇していることから、より広い範囲の活動を展開することも求められています。

ところで、昨年4月に策定した第4次湯梨浜町総合計画では、そのキャッチフレーズとして「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」を掲げました。町では、防災、福祉、生活基盤の整備、環境、子育て、教育等いろいろな事業を展開していますが、それらの中に含まれる大きなテーマは何だろうと考えた時、それは、家族愛、隣人愛、友愛、博愛、師弟愛、慈愛等の様々な「愛」だと考え、最後のフレーズを「愛のまち」で括りました。

折しも、東ヨーロッパでは悲惨な侵略戦争が続き、多くの避難民や死者が出ています。そして人道危機が続き、最悪の人権侵害が行われています。お互いの理解と信頼関係の構築を図り、このようなことが起こらない世界をつくる必要があります。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」世界をつくるため、世界中が大きな「愛」の輪で包まれることを願わずにはおられません。

私たちにできることは、とても小さなことですが、みんなが相手のことを思いやり、みんなの権利が守られる社会づくりを身近なところから町民の皆さまとともに進めてまいりたいと思います。皆さまのご参画をよろしくお願いします。

令和4年3月

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画(第3次改訂) 目次

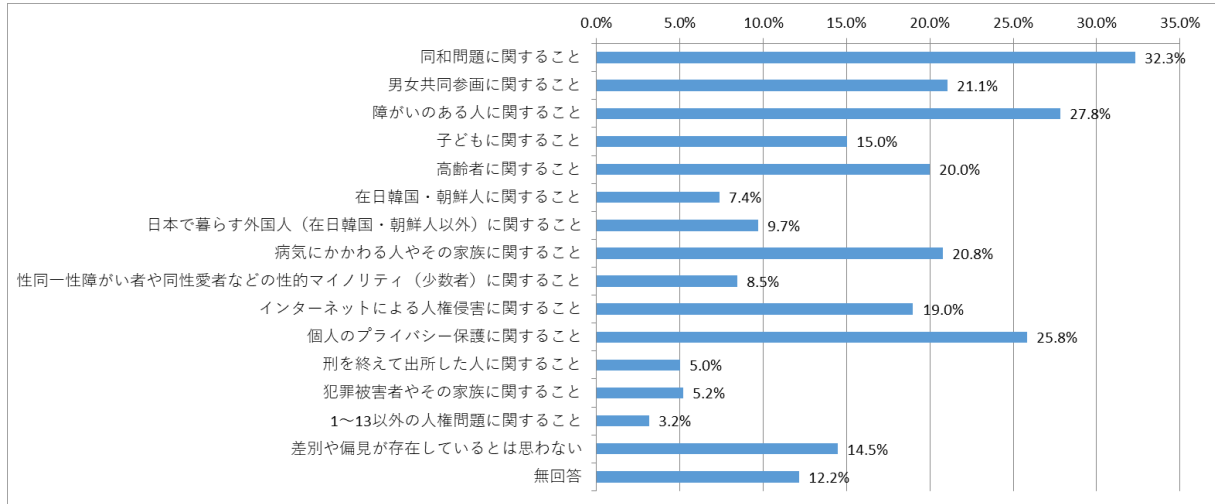
|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画(第3次改訂)の骨子 | 1  |
| 湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画 体系図       | 3  |
| 第1章 人権施策の推進方針                 |    |
| 1. 人権教育の推進                    | 5  |
| 2. 人権啓発の推進                    | 7  |
| 3. 相談・支援の充実                   | 10 |
| 第2章 分野別施策の推進方針                |    |
| 1. 同和問題                       | 12 |
| 2. 障がいのある人の人権                 | 17 |
| 3. 個人のプライバシーの保護               | 23 |
| 4. 男女共同参画に関する人権               | 25 |
| 5. 病気にかかわる人の人権                | 30 |
| 6. 高齢者の人権                     | 33 |
| 7. インターネットと人権                 | 39 |
| 8. 外国人の人権                     | 41 |
| 9. 子どもの人権                     | 44 |
| 10. さまざまな人権問題                 | 51 |
| 資料編                           | 56 |

※人権課題は、令和3年度湯梨浜町人権意識調査の「町内における人権問題について」の設問で、「問題がある」と答えた人が多い順に掲載しています(次頁グラフ参照)。

(「在日韓国・朝鮮人に関すること」と「日本で暮らす外国人(在日韓国・朝鮮人以外)に関すること」はまとめて「外国人に関すること」として扱っています。)

注) 町人権意識調査の結果は、四捨五入により小数点以下第一位まで表示しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

あなたは、町内において、どのような人権課題があると思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より)



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

・平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際社会共通の目標で

す。

- ・持続可能な世界を実現するための17の目標と細分化された169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人として取り残されない」社会の実現をめざすものです。

- ・SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的な目標であり、日本でも平成28（2016）年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が内閣に設置され、同年12月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定される等の取組が進められています。

- ・SDGsの達成に向けて、政府や民間部門等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って、連携して取り組むこととされています。地方自治体においてもその一主体として、重要な役割を果たしており、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が日本の各地域における諸問題の解決に貢献するものとして期待されています。

「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第3次改訂）」においても、この概念を取り入れ、一つ一つの人権課題について関連の深いSDGsの目標を提示します。

## 湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第3次改訂）の骨子

### 第1 計画策定の趣旨

本町は、平成16（2004）年10月1日、羽合町、泊村、東郷町の合併による湯梨浜町の誕生とともに「湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。その後、平成19（2007）年3月に、町民一人一人の人権が保障されるまちづくりの目標と課題を明らかにした総合的施策として「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定するとともに、総合計画に基づいた実施計画として「湯梨浜町あらゆる差別をなくする実施計画」を策定し、5年ごとに改訂を行ってきました（第1次改訂平成24年3月、第2次改訂平成29年3月）。本町は、この計画に基づき、町民が一丸となった人権尊重のまちづくりと、一日も早い部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消、明るく住みよいまちづくりを推進してきました。

その結果、町民一人一人の努力、各種関係機関、団体の協力により、人権尊重のまちづくりに向けて一定の成果を得ることができました。しかしながら、差別意識が社会に根強く存在しており、今なお多くの課題があります。また、令和元（2019）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界各地で感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別が問題となりました。このように、社会情勢、各種制度、住民意識の変化に伴い、新たな人権問題への対応が必要になっています。併せて、より活用しやすい計画となることを願い「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画」と「湯梨浜町あらゆる差別をなくする実施計画」を合わせた計画として、この度、「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第3次改訂）」（以下、本計画）を策定しました。

### 第2 計画の性格

本計画は、令和3（2021）年4月に策定された「第4次湯梨浜町総合計画」と密接に関連しています。また、令和3（2021）年5月に実施した「湯梨浜町人権意識調査」の結果を踏まえ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくするため、さまざまな人権分野にわたる諸課題の解決のための諸施策を、効果的、効率的に推進するものとして策定しました。

### 第3 計画の基本目標

本計画で示した施策を実施することにより、町民の生活の安定と福祉の向上を図ります。また、町民相互の連帯と啓発活動を通して、町民一人一人の部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に対する意識の向上を図り、町全体の人権尊重の機運を高め、「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現に向けて、次の項目を重点的に取り組みます。

- 1 安全で住みやすいまちづくり
- 2 にぎわいと活力あるまちづくり
- 3 未来を創造する先駆的なまちづくり
- 4 共に支え合う 町民が主役のまちづくり
- 5 志をもって 共に学び 明日を拓く ひとづくり

#### 第4 計画の期間

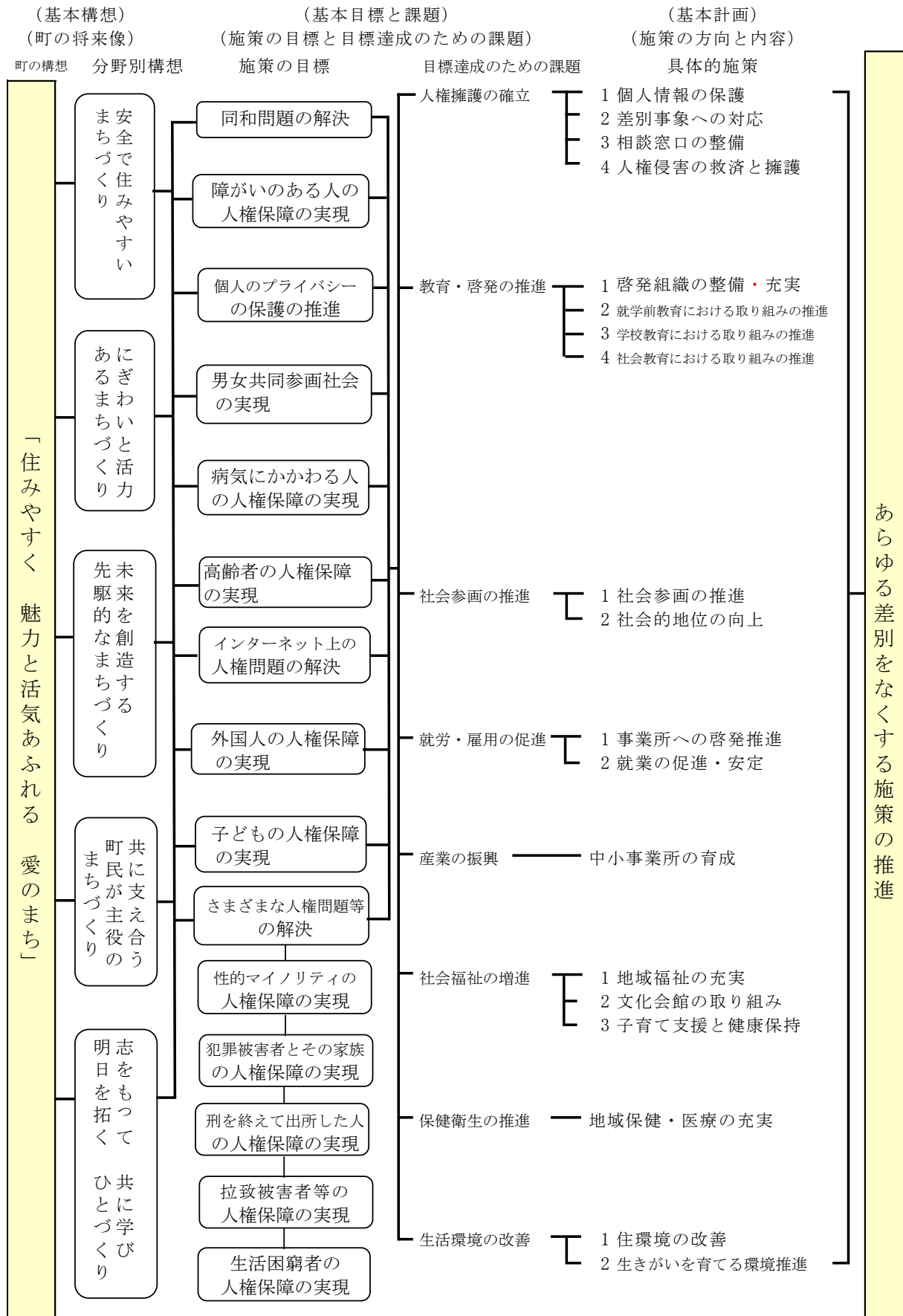
本計画は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とし、湯梨浜町第4次総合計画（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）との整合性を図りながら諸施策を推進するとともに適宜見直しを図ります。

#### 第5 計画推進上の留意事項

- 1 本計画では、今日までの取り組みの成果や今後の課題をもとに、これまでの考え方や事業推進のあり方を湯梨浜町の将来像に向かって見直しました。そして、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする諸施策を、湯梨浜町の重要施策として、町民の理解を得ながら推進します。
- 2 本計画の推進にあたっては、国・県をはじめとする関係機関・各種団体等と協力し、連携しながら進めます。
- 3 本計画の推進のため、町のあらゆる行政機関が互いに密接な連携を図り、事業を効果的、効率的に実施するよう努めます。
- 4 本計画の諸施策を具体的に実施するため、国・県の補助制度等の積極的な活用を図り、創意工夫しながら施策の推進を図ります。
- 5 すべての行政機関の責任のもとに「人権尊重のまちづくり」の推進を図り、「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」に向けて取り組みます。



## 湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画 体系図



## 第1章 人権施策の推進方針

### 【現状と課題】

令和3（2021）年5月、「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」をめざして湯梨浜町人権意識調査を2,000名の町民を対象に実施し、1,111名（55.6%）から回答がありました。前回平成28（2016）年度実施の調査の際の回答766名（38.3%）と比べ17.3%高い結果となり、人権に対する関心が高まっている表れだと考えられます。その人権意識調査の詳細な結果については、「令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査報告書」に記載しています。

同調査の結果、前回平成28（2016）年度湯梨浜町人権意識調査に比べて「人権が重要である」との回答割合が5.0%増加し、94.3%と9割を超えました。また、「人権はわかりやすい」が4.6%増加し、38.8%となり、「人権はわかりやすいとは思わない」は3.9%減少し26.8%となり、差が3.5%から12.0%と大きくなりました。さらに、「人権は自分に関係が深い」は3.1%増加し56.5%となり、「人権は自分に関係が深いとは思わない」は、1.8%減少し12.4%となり、その差が39.2%から44.1%とやや大きくなりました。これまでの、さまざまな取り組みの成果が表れています。

あなたは、「人権」について、どのようなイメージ(印象、感想)を持っていますか。あてはまるものをつずつ選んで、○をつけてください。(令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より)

※表中の数値の大小を、背景色で表現しています。

#### ① 重要である

| 選択項目        | 令和3年度 |        | 平成28年度 |        |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
|             | 回答数   | 割合     | 回答数    | 割合     |
| 1 そう思う      | 1,048 | 94.3%  | 684    | 89.3%  |
| 2 そうは思わない   | 15    | 1.4%   | 12     | 1.6%   |
| 3 どちらともいえない | 47    | 4.2%   | 62     | 8.1%   |
| 無回答         | 1     | 0.1%   | 8      | 1.0%   |
| 合計          | 1,111 | 100.0% | 766    | 100.0% |

#### ② わかりやすい

| 選択項目        | 令和3年度 |        | 平成28年度 |        |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
|             | 回答数   | 割合     | 回答数    | 割合     |
| 1 そう思う      | 431   | 38.8%  | 262    | 34.2%  |
| 2 そうは思わない   | 298   | 26.8%  | 235    | 30.7%  |
| 3 どちらともいえない | 355   | 32.0%  | 231    | 30.2%  |
| 無回答         | 27    | 2.4%   | 38     | 5.0%   |
| 合計          | 1,111 | 100.0% | 766    | 100.0% |

#### ③ 自分に関係が深い

| 選択項目        | 令和3年度 |        | 平成28年度 |        |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
|             | 回答数   | 割合     | 回答数    | 割合     |
| 1 そう思う      | 628   | 56.5%  | 409    | 53.4%  |
| 2 そうは思わない   | 138   | 12.4%  | 109    | 14.2%  |
| 3 どちらともいえない | 327   | 29.4%  | 215    | 28.1%  |
| 無回答         | 18    | 1.6%   | 33     | 4.3%   |
| 合計          | 1,111 | 100.0% | 766    | 100.0% |

しかし、「あなたは、町内において、どのような人権課題があると思いますか。」との問いに対して、「差別や偏見が存在しているとは思わない」との回答割合は14.5%で、前回調査に比べて6.1%増えたものの少ない結果でした。なお、「無回答」は12.2%で、前回調査より8.4%増加しています。

町内にあるさまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを推進し、一人一人の人権が尊重され、「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現をめざしていかなければなりません。

あなたは、町内において、どのような人権課題があると思いますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。(令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より)

| 選択項目                                 | 令和3年度 |       | 平成28年度 |       |
|--------------------------------------|-------|-------|--------|-------|
|                                      | 回答数   | 割合    | 回答数    | 割合    |
| 1 同和問題に関する事                          | 359   | 32.3% | 270    | 35.2% |
| 2 男女共同参画に関する事                        | 234   | 21.1% | 114    | 14.9% |
| 3 障がいのある人に関する事                       | 309   | 27.8% | 292    | 38.1% |
| 4 子どもに関する事                           | 167   | 15.0% | 164    | 21.4% |
| 5 高齢者に関する事                           | 222   | 20.0% | 196    | 25.6% |
| 6 在日韓国・朝鮮人に関する事                      | 82    | 7.4%  | 67     | 8.7%  |
| 7 日本で暮らす外国人(在日韓国・朝鮮人以外)に関する事         | 108   | 9.7%  | 66     | 8.6%  |
| 8 病気にかかわる人やその家族に関する事                 | 231   | 20.8% | 154    | 20.1% |
| 9 性同一性障がい者や同性愛者などの性的マイノリティ(少数者)に関する事 | 94    | 8.5%  | 40     | 5.2%  |
| 10 インターネットによる人権侵害に関する事               | 211   | 19.0% | -      | -     |
| 11 個人のプライバシー保護に関する事                  | 287   | 25.8% | 198    | 25.8% |
| 12 刑を終えて出所した人に関する事                   | 56    | 5.0%  | 44     | 5.7%  |
| 13 犯罪被害者やその家族に関する事                   | 58    | 5.2%  | 45     | 5.9%  |
| 14 1～13以外の人権問題に関する事                  | 35    | 3.2%  | 11     | 1.4%  |
| 15 差別や偏見が存在しているとは思わない                | 161   | 14.5% | 64     | 8.4%  |
| 無回答                                  | 135   | 12.2% | 29     | 3.8%  |

## 1. 人権教育の推進

### 【推進方針】

#### (1) 幼児教育・保育の推進

こども園、保育園等において、子どもの発達段階に応じた幼児教育・保育を推進するとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする人権感覚の基礎になる力(人に対する基本的な信頼感等)を育成します。

#### (2) 学校教育の推進

町立小・中学校において発達段階に応じた教育(小学校下学年では「自然や美しいものに感動する心の涵養※」等、小学校上学年では「自他の尊重の意識や思いやりの心」等、中学校では「社会の一員として他者と協力し自立した生活を営む力の育成」等)を推進します。

また、個別的視点からの人権についての学習と普遍的視点からの人権についての学習をバ

ランスよく積み上げ、人権尊重の社会づくりと自分とのかかわりについての認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向け行動できる人権意識と能力を育てる人権教育を推進します。

### (3) 社会教育の推進

町及び町人権教育推進協議会、関係機関・団体との連携を深め、町民一人一人が部落差別をはじめとするさまざまな人権問題を解消し、人権尊重のまちづくりの担い手としての認識を深めることができる学習方法や内容を工夫・改善しながら、家庭や地域、企業における人権教育を推進します。

※<sup>ひんよう</sup>涵養……水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

## 【事業計画】

### (1) 幼児教育・保育の推進

| 事業名             | 概要  | 関係課等  |
|-----------------|---|---|
| 保護者の推進活動の充実     | 保護者が主体となった研修会を充実させ人権保育の推進を図ります。   | こども園<br>保育園   |
| 小・中学校及び関係機関との連携 | こども園・保育園・学校・児童館・文化会館等との人権教育研修会を積極的に推進します。   | こども園<br>保育園<br>小・中学校<br>子育て支援課<br>生涯学習・人権推進課<br>文化会館<br>児童館 |
| 職員研修の充実         | 人権保育担当者会・年齢別研究会・公開保育・保育部会会員研修会（県外講師招聘研究会等）・こども園・保育園内研修の充実を図るとともに、全国人権保育研究集会等へ積極的に参加します。 | こども園<br>保育園   |
| 共に育つ仲間づくりの実践    | 人に対する基本的信頼感等を高めるとともに、道徳性や社会性の芽生えとなる遊び等を通じた体験活動を推進します。                                   | こども園<br>保育園   |

## (2) 学校教育の推進

| 事業名  | 概要   | 関係課等                                    |
|--|--|---|
| 幼児期から中学校卒業までを見通した各教育機関（小・中学校、こども園及び保育園）の連携     | 人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を育てるため、子どもの発達段階に応じた、幼児期からの連続性・一貫性のある指導の充実に向けた連携の強化を図ります。           | こども園<br>保育園<br>小・中学校<br>子育て支援課<br>教育総務課 |
| 児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重の社会づくりの担い手としての認識を深める学習の積み上げ | 全学年において、発達段階に応じて身近な社会の中にある人権問題に対するこれまでの自分自身の考えを振り返り、これからの在り方や生き方についての認識を深めるための学習を行います。 | 小・中学校                                   |
| 共に学び育つ学習集団の育成                                  | 豊かな体験活動をとおして、感動する心や思いやりの心等を育成するとともに人権意識の向上を図り、自他の権利や生命を尊重する行動ができる児童・生徒を育成します。          | 小・中学校                                   |
| 年間指導計画の作成                                      | 児童・生徒の実態や地域課題を踏まえ、発達段階に応じた年間指導計画を各学校で作成します。  | 小・中学校                                   |

## (3) 社会教育の推進

| 事業名      | 概要                              | 関係課等                            |
|----------|---------------------------------|---------------------------------|
| 啓発図書等の整備 | 町民の人権学習に必要な図書等の整備を行います。         | 町人権教育推進協議会<br>生涯学習・人権推進課<br>図書館 |
| 各種学習会の開催 | 身近な差別や新たな人権問題等をテーマとした学習会を開催します。 | 生涯学習・人権推進課<br>文化会館              |



## 2. 人権啓発の推進

### 【推進方針】

#### (1) 学習機会と情報の提供

町民一人一人が、部落差別をはじめとするさまざまな差別や人権侵害等の社会の問題に積

極的に関わっていこうとする意欲を培うため、各行政区で実施する人権教育の座談会、ゆりはま人権セミナー、湯梨浜町町民のつどい、湯梨浜町人権教育推進大会、湯梨浜町部落解放文化祭等を継続的に開催します。また、より幅広い参加が得られるよう、町民のニーズに対応し、内容の工夫と改善に努め、学習機会の充実を図るとともに、町の広報紙とホームページ、インターネット、ケーブルテレビ等を通じた情報提供を行っていきます。

## (2) 行政・企業等における人権啓発の推進

行政職員はそれぞれの業務の遂行にあたり人権に配慮するとともに、職員研修の充実及び各行政区で開催する座談会、各種研修会・講演会に積極的に参加することにより、人権意識の向上に努めます。

また、湯梨浜町人権教育推進協議会と連携して、町内の企業や事業所における公正採用選考の実施、障がいのある人への合理的配慮※や雇用拡大、男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランス※の実現、「ハラスメント規制法（改正労働施策総合推進法）」に基づくパワー・ハラスメント※やセクシュアル・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※等のハラスメントの防止等、多様性と人権が尊重される職場づくりが進むよう啓発に努めます。

※ワーク・ライフ・バランス……仕事と生活の調和のこと。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活等、さまざまな活動について、自分が希望するバランスで進めることができる状態をいいます。仕事と生活の調和がとれた社会が実現することで、多様な生き方が選択でき、活力ある社会が形成されると考えられています。

※合理的配慮……行政や事業者が、障がいのある人から具体的な社会的障壁を取り除くよう要望のあった事柄に対して、どのように取り組めば過度な負担がなく社会的障壁を取り除いていくことが実行可能であるのかを障がいのある人と話し合い、実行していくこと。

※パワー・ハラスメント……職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ。

※セクシュアル・ハラスメント……相手の意に反した、性的な言動を伴い、不快感や不安感を与えたり、それに対する対応によって不利益を与えたりすること。またはそれを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させること。

※マタニティ・ハラスメント……職場等での妊娠、出産に関する嫌がらせ。

## 【事業計画】

### (1) 学習機会と情報の提供

| 事業名      | 概要  | 関係課等                             |
|----------|---|----------------------------------|
| 人権研修等の実施 | さまざまな人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について町民への教育・啓発のための研修、講演（公演）、講座等の各種事業を行います。 | 生涯学習・人権推進課<br>文化会館<br>町人権教育推進協議会 |

|          |  |                                |
|----------|--|--------------------------------|
| 人権教育座談会  | さまざまな人権問題を取り上げ、差別の解消について町民への教育・啓発のための人権教育座談会を行います。 | 町人権教育推進協議会<br>生涯学習・人権推進課       |
| 啓発活動の実施  | 町民の人権問題に関する理解と認識を深めるため、啓発資料の配布及び広報等での人権啓発を行います。    | 生涯学習・人権推進課<br>町人権教育推進協議会<br>全課 |
| 学級・講座の活用 | 各種学級・講座に人権教育研修を組み入れます。                             | 中央公民館等                         |

(2) 行政・企業等における人権啓発の推進

| 事業名                     | 概要  | 関係課等                                  |
|-------------------------|---|---------------------------------------|
| 人権教育研究推進員、関係職員研修会       | 町民の人権意識の向上のための学習方法や内容を研究するとともに、自らの人権意識のさらなる向上のための研修を行います。 | 生涯学習・人権推進課                            |
| 行政職員研修会                 | 職員の資質向上（人権意識の維持・向上）のための研修会を行います。                          | 総務課                                   |
| 各種大会等への派遣               | 人権教育関係者の人権意識の一層の向上のため各種大会等へ職員等を派遣します。                     | 生涯学習・人権推進課                            |
| 部落解放・人権政策確立要求運動の推進      | 同和問題解決のための基本的な法の制定に向けた運動を推進します。                           | 総務課<br>生涯学習・人権推進課                     |
| 町民人権意識調査                | 町民の人権教育に対する意識の把握と今後の施策の方向性を検討します。                         | 生涯学習・人権推進課                            |
| 各種委員等の研修                | 町議会議員、農業委員、民生児童委員等の人権教育研修会を実施します。                         | 議会事務局<br>農業委員会<br>町民課<br>総合福祉課<br>関係課 |
| 町人権教育推進協議会事業所部会の取り組みの充実 | 事業所内研修の充実、啓発資料配布、各種研修会等への参加を促します。                         | 産業振興課<br>事業所                          |



### 3. 相談・支援の充実

#### 【推進方針】

##### (1) 相談、支援体制の充実

人権にかかわるさまざまな相談の窓口について、効果的な情報発信を行うとともに、町民がより気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めます。

同時に、多分野にわたる相談に対応するために職員の能力の向上を図り、関係機関と連携して問題解決等の救済につながる、相談者への支援に努めます。

併せて、人権相談や啓発活動を行う人権擁護委員の役割について町民に周知する等、法務局と連携した相談体制の充実に努めます。

##### (2) 差別事象への対応

差別事象が発生した場合は、町の「人権問題に対する対応マニュアル」(※資料編・P56～61に掲載)に基づき対応します。生涯学習・人権推進課において、事象の詳細の把握、背景の分析、効果的な啓発方法等について検討を行うとともに、関係機関等と連携し再発防止に向けての情報提供と啓発に努めます。

また、インターネット上の差別書き込み等については、削除要請や実効性のある法制定について他の自治体等と連携し国に要望する等の対応を行います。

#### 【事業計画】

##### (1) 相談、支援体制の充実

| 事業名          | 概要   | 関係課等                                  |
|--------------|--|---------------------------------------|
| 生活相談員の設置     | 同和地区住民の生活全般にわたる相談業務や人権にかかわる問題への対応の充実に努めます。 | 生涯学習・人権推進課<br>文化会館                    |
| 人権教育推進員の設置   | 町及び各団体が実施する人権教育、研修等を支援します。                 | 生涯学習・人権推進課                            |
| 人権擁護委員との連携強化 | 特設人権相談所の開設支援及び人権擁護委員との連携の強化を図ります。          | 町民課                                   |
| 相談体制等の充実     | 町民の人権問題等に関する相談体制等の充実に努めます。                 | 生涯学習・人権推進課<br>文化会館<br>町社会福祉協議会<br>関係課 |

##### (2) 差別事象への対応

| 事業名           | 概要                                    | 関係課等             |
|---------------|---------------------------------------|------------------|
| 差別事象発生時の迅速な対応 | 町の「人権問題に対する対応マニュアル」の周知と迅速で適切な対応に努めます。 | 生涯学習・人権推進課<br>全課 |





## 第2章 分野別施策の推進方針

### 1. 同和問題

#### 【現状と課題】

同和問題は、日本国憲法が保障している基本的人権にかかわる重要な課題です。昭和36（1961）年に同和対策審議会が設置され、昭和40（1965）年には同和対策審議会答申が出されました。その前文において、「早急な解決こそ、国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示されました。その答申に基づく特別措置法により、同和地区における生活環境が改善される等、一定の成果をあげることができました。また、これまでの同和教育による積極的な取り組みを進めた成果として、町民一人一人の人権意識も高まってきました。さらに、平成28（2016）年12月には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）※」が公布・施行されました。この法律は、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

しかし、全国では依然として、差別発言、差別落書き、インターネット上での誹謗中傷、身元調査等の差別事象が報告されています。また、国内で行政書士が職権を濫用して戸籍謄本等を不正取得し、興信所等に売り渡すという事件が発生し、この事件を踏まえて平成20（2008）年に戸籍法が改正され、行政書士等の第三者による戸籍謄本等の交付請求における利用目的の明示、不正取得に対する制裁の強化等が定められました。本町においても、平成25（2013）年4月から、事前に登録しておけば、その人の住民票の写し等を代理人または第三者に交付したときにその事実を登録者本人に通知する本人通知制度※の運用を開始しています。令和2（2020）年度末時点の登録者数は99名、通知実績は1件と決して多くはありませんが、この制度があることで不正請求を抑止する効果が期待できることから、引き続き制度の周知に努めていくことが必要です。

併せて、県内で発生した差別事象として、同和地区の問い合わせ、差別発言、差別落書き等が報告されており、近隣の市町においても、差別発言や差別落書き等の差別事象が発生しています。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査では、「同和問題に関すること」が町内の人権課題であるとの回答割合が32.3%でした。同調査での「同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことはありますか」の問いに「ある」との回答割合は10.8%、また、「どんな時に同和問題を意識するか」の問いでは、「結婚を考えるとき」が23.5%（前回37.6%）、次いで「土地や家等の財産を購入するとき」11.1%（前回12.7%）が上位を占めており、結婚と不動産購入に際した差別意識が依然として存在していることが読み取れます。さらに、「結婚する時に身元調査をすることについてどう思うか」という設問に対し、「当然である」「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」という身元調査を肯定する回答割合が27.5%（前回30.7%）あります。

一方で、同調査の「差別的な発言や行為を見聞きしたときの対応」では、「その人の考え（間違い）を正すように努力する」「一応、間違いを指摘する」「身近な人や関係機関に相談する」等、72.2%（前回72.9%）の人が課題解決に向けた具体的な行動をとるとしています。

課題解決に向けた学習及び啓発を推進してきたこれまでの取り組みの成果も少しずつ表れているといえますが、引き続き、町民が連携して課題解決に取り組む体制づくりに努めていかなければなりません。同時に、同和問題についての認識の向上と、自他の人権を尊重すること、個人情報保護について、町民への一層の啓発活動が必要です。

あなたは、どのようなときに「同和地区」や「同和問題」について意識しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より)

| 選択項目            | 令和3年度 |       | 平成28年度 |       |
|-----------------|-------|-------|--------|-------|
|                 | 回答数   | 割合    | 回答数    | 割合    |
| 1 結婚を考えたとき      | 257   | 23.5% | 279    | 37.6% |
| 2 土地や家を購入するとき   | 121   | 11.1% | 94     | 12.7% |
| 3 就労・雇用するとき     | 35    | 3.2%  | 31     | 4.2%  |
| 4 職場や学校のつきあい    | 49    | 4.5%  | 39     | 5.2%  |
| 5 隣近所のつきあい      | 50    | 4.6%  | 43     | 5.8%  |
| 6 町内会、自治会などでの活動 | 41    | 3.8%  | 41     | 5.5%  |
| 7 友達づきあい        | 42    | 3.8%  | 38     | 5.1%  |
| 8 気にしない         | 684   | 62.6% | -      | -     |
| 9 その他           | 28    | 2.6%  | 170    | 22.9% |
| 無回答             | 44    | 4.0%  | 184    | 24.8% |

結婚のとき、家柄・財産・家族の仕事や地位などの身元調査をすることを、あなたはごどう思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。(令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より)

| 選択項目                         | 令和3年度 |       | 平成28年度 |       |
|------------------------------|-------|-------|--------|-------|
|                              | 回答数   | 割合    | 回答数    | 割合    |
| 1 当然である                      | 105   | 9.5%  | 36     | 4.7%  |
| 2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う | 200   | 18.0% | 199    | 26.0% |
| 3 間違っていると思うし、すべきでない          | 530   | 47.7% | 360    | 47.0% |
| 4 わからない                      | 247   | 22.2% | 151    | 19.7% |
| 無回答                          | 29    | 2.6%  | 20     | 2.6%  |

あなたの周りや親しい人の間で、同和地区の人々に対する差別的な発言や行為を見たり、聞いたりした場合、どうされますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。(令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より)

| 選択項目                          | 令和3年度 |       | 平成28年度 |       |
|-------------------------------|-------|-------|--------|-------|
|                               | 回答数   | 割合    | 回答数    | 割合    |
| 1 その人の考え(間違い)を正すように努力する       | 234   | 21.4% | 179    | 24.1% |
| 2 一応、間違いを指摘するが、あまり深入りしないようにする | 447   | 40.9% | 299    | 40.2% |
| 3 発言した人と気まずくならないように、そのままにしておく | 172   | 15.7% | 118    | 15.9% |
| 4 身近な人や関係機関に相談する              | 108   | 9.9%  | 64     | 8.6%  |
| 5 その他                         | 69    | 6.3%  | 32     | 4.3%  |
| 無回答                           | 63    | 5.8%  | 74     | 10.0% |

※部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)……部落差別は許されないものであるとの認識のもと、平成28(2016)年12月16日に交付・施行となりました。法律では、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたもので、国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

※本人通知制度……町に住民登録や本籍のある人が事前に登録することで、その人の住民票の写し等を代理人または第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待できます。

### 【推進方針】

#### (1) 同和問題の正しい理解

同和問題についての正しい理解を深め、人権意識の普及・向上に向けた教育及び啓発活動を、関係団体等と協力しながら推進します。

#### (2) 就労・雇用の促進

新規高卒者が就職試験を受ける際に公正な採用選考となるよう「全国高等学校統一応募用紙」が実現されるとともに、応募用紙のJIS規格も見直されてきました。この成果を引継ぎ、事業所訪問等を通じ、公正な採用選考に向けた事業所内の取り組みを推進します。

#### (3) 文化会館事業の充実

文化会館事業を通じて、周辺地域も含めた地域社会の福祉の向上や人権啓発のための住民交流を図っていくとともに、部落問題の解決に向けた必要な取り組みを行います。また、一人一人に応じた生活相談事業を継続し、人権が尊重されるまちづくりに向けて、地域福祉事業、地域交流事業、啓発事業等を行います。

### 【事業計画】

#### (1) 同和問題の正しい理解

| 事業名              | 概要  | 関係課等                              |
|------------------|---|-----------------------------------|
| 各種学習活動の援助        | 解放講座、各種学級、地区進出学習会に対する助言・指導を行います。  | 文化会館<br>生涯学習・人権推進課                |
| 「部落解放月間」の取り組み    | 期間中にこども園、保育園、小・中学校、事業所等で園児・児童・生徒及び職員が人権啓発リボンの着用を行います。(期間：7月10日～8月9日)                        | 全課<br>こども園<br>保育園<br>小・中学校<br>事業所 |
| 小・中学校における人権教育の推進 | 児童・生徒が、同和問題への認識を深め、同和問題を解決することが自分自身の人権を獲得したり守ったりすることにつながる等、自らの問題として学べるよう、指導内容・方法の工夫改善に努めます。 | 教育総務課<br>小・中学校                    |

|                           |   |                     |
|---------------------------|---|---------------------|
| 教職員の研修参加による人権を尊重した教育環境の整備 | 新任・転入職員研修会、授業研究を中心とした学習交流、県外先進校の視察等を行うとともに、全国人権・同和教育研究大会等へ積極的に参加することにより、教職員自身の人権尊重の意識を高め、部落差別を正しくとらえられる人権感覚を養います。 | 小・中学校<br>生涯学習・人権推進課 |
| P T Aの人権教育活動の充実           | P T A研修会、授業公開による研修（参観日）、学級懇談会、町部落解放文化祭への参加等を行うとともに、広報紙を発行します。   | 小・中学校               |
| 地区進出学習会                   | 希望する同和地区の児童・生徒等を対象に人権学習・仲間づくり等を柱とした学習を実施し、差別に気づき、差別に立ち向かう力を育成します。   | 学習会運営協議会<br>小・中学校   |

(2) 就労・雇用の促進

| 事業名                     | 概要   | 関係課等                       |
|-------------------------|--|----------------------------|
| 公正採用の促進                 | 町内企業等に就職の機会均等を確保するため、厚生労働省が提示する公正な採用選考の基本（統一応募用紙の使用等）に基づいた採用を促します。 | 産業振興課<br>事業所               |
| 町人権教育推進協議会事業所部会の取り組みの充実 | 同和地区住民の採用に対する理解と促進活動の充実を図ります。                                      | 産業振興課<br>事業所<br>生涯学習・人権推進課 |
| 中小企業小口融資                | 常時使用する従業員が20人（商業、サービス業5人）以下の中小企業者に対し、長期・低利の融資を行い、その振興を図ります。        | 産業振興課                      |
| 中小企業小口融資利子補給            | 中小企業小口融資を借り入れた事業者の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。                         | 産業振興課                      |
| マル経融資利子補給               | マル経融資を借り入れた事業者の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。                            | 産業振興課                      |
| 共済制度等の加入促進              | 各種共済制度等の加入促進を図ります。   | 産業振興課                      |

(3) 文化会館事業の充実

| 事業名              | 概要                                       | 関係課等               |
|------------------|--|--------------------|
| 解放講座、各種学級の開催     | 同和問題の理解や生活文化の向上を図るための学習機会を提供します。         | 文化会館               |
| 各種学習活動の援助        | 解放講座、各種学級、地区進出学習会に対する助言・指導を行います。         | 文化会館<br>生涯学習・人権推進課 |
| 部落解放文化祭          | 部落解放文化祭を開催し、文化活動、地区進出学習会の成果発表、バザー等を行います。 | 文化会館<br>生涯学習・人権推進課 |
| 諸団体活動の支援         | 各種団体、文化グループ等に対し活動支援を行います。                | 文化会館<br>生涯学習・人権推進課 |
| 相談事業             | 相談内容に応じて専門関係機関の紹介等を行います。                 | 文化会館               |
| 学習機会や生活を高める情報の提供 | 文化会館だより、児童館だよりを定期発行します。                  | 文化会館<br>児童館        |



## 2. 障がいのある人の人権

### 【現状と課題】

国連は、昭和56（1981）年を国際障害者年と定め、翌年に「障害者に関する世界行動計画」を総会で決議しました。これに続く10年間（1983年～1992年）を「国連・障害者の10年」とし、このことを契機にノーマライゼーション※の考え方や障がいのある人の人権を保障することの必要性が広く認識されてきました。

国内では、昭和45（1970）年に「障害者基本法」を定め、「すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」とされました。また、平成28（2016）年4月にすべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）※が施行されました。さらに、新たな障害者雇用促進法も施行され、雇用の場における障がいを理由とした差別的な処遇が禁止されています。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査の結果、「障がいのある人に関すること」を町内の人権課題とする回答割合が27.8%ありました。

障がいの種別や程度はさまざまで、支援を必要とする内容や職場での対応も多岐にわたります。しかし、誰もがその能力を最大限発揮し、あらゆる可能性に挑戦できる、そのような共生社会の実現へ向け、町民の、障がいのある人に対する正しい理解を深めることが重要です。また、行政職員や施設職員の人権意識の向上に努め、障がいのある人が行政や民間で実施される諸活動に参加しやすい環境づくりを積極的に支援する必要があります。

町では、「湯梨浜町障がい者計画」を基に令和2（2020）年度に実状に応じて見直した「湯梨浜町障がい者福祉計画」「湯梨浜町障がい児福祉計画」に依りながら、体系的に障がい者・児福祉施策を推進しています。今後も町民の理解を深める啓発、交流活動を推進するとともに、公共施設等のバリアフリー※化を促進する等、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

※※「障害」と「障がい」の表記の違いについて……法令や団体名等正式名称に「障害」を使っているものを除いては、「障がい」と表記しています。

※ノーマライゼーション……子どもや女性、障がいのある人、高齢者等、社会的に弱者であるとみなされている人々が、住み慣れた地域社会の中で、その人らしい安定した暮らしができるように、共に支え合い、互いに尊重し合える社会の実現をめざすこと。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）……国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を重んじ合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年6月に制定され、平成28（2016）年4月1日から施行されました。

※バリアフリー……障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいう

ことが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

#### 【推進方針】

##### (1) 理解と交流の促進

障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、啓発及び交流を推進します。

##### (2) 地域社会への支援の充実

障がいのある人が自立し地域で安心して健やかに生活できるよう、障がいのある人の権利擁護、人権侵害の救済に努めます。また、ボランティアの育成や在宅者への支援を行います。

##### (3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進

障がいのある人が、働くことをとおして社会参加し、生きがいのある生活をおくることができるよう、雇用の場の拡大や企業に対する啓発等を行います。

##### (4) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人の視点に立った環境整備の在り方について調査研究を行い、町内の公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※の推進等、災害に備えた地域の防災ネットワークの確立に努め、障がいの有無にかかわらずすべての人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン……普遍的な、全体の、という「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人にとってできる限り利用可能であるように、製品や建物、環境をデザインすること。

#### 【事業計画】

##### (1) 理解と交流の促進

| 事業名                 | 概要   | 関係課等                    |
|---------------------|--|-------------------------|
| 障がい者福祉増進のための啓発活動の実施 | 障がい者福祉施策の周知啓発を行うとともに、障がい者団体との意見交換会を開催します。また、虐待防止のためのネットワーク整備を図ります。 | 総合福祉課                   |
| 福祉教育の推進             | 福祉施設の見学を通じ、高齢者や障がいのある人への理解を深める等福祉の心を育てる教育の充実を図ります。                 | こども園<br>保育園<br>町社会福祉協議会 |



|                         |   |                        |
|-------------------------|---|------------------------|
| 総合的な学習の時間等における福祉体験学習の推進 | 特別支援学校や福祉施設等への訪問による交流や体験の機会を設け、障がいのある人への理解を深めます。                            | 小・中学校                  |
| 障がい者スポーツ、文化活動の振興        | 各種スポーツ・文化活動を支援します。  | 町社会福祉協議会<br>生涯学習・人権推進課 |
| 児童・生徒のボランティア活動の推進       | 福祉体験学習等を通してボランティア活動の機会を提供し、理解を深めます。   | 町社会福祉協議会               |
| 障がい者地域活動支援センターの運営       | 障がいのある人の自立と地域交流を支援します。  | 町社会福祉協議会               |
| 保健福祉職員の研修               | 能力向上をめざす研修会の充実を図ります。  | 総合福祉課<br>町社会福祉協議会      |
| 心のバリアフリー推進              | 障がいのある人や社会的に弱い立場にある人に対する差別や偏見等を解消するため、人権学習や懇談会をとおして「心のバリアフリー推進」への意識啓発を進めます。 | 総合福祉課                  |
| 社会福祉大会                  | 講演会・資料展示等により啓発します。  | 町社会福祉協議会               |

(2) 地域社会への支援の充実

| 事業名                       | 概要  | 関係課等              |
|---------------------------|---|-------------------|
| 愛の輪協力員の設置                 | 日ごろの安否確認及び災害時や緊急時の援助のため愛の輪協力員を設置します。  | 町社会福祉協議会          |
| 相談員の設置                    | 相談員を設置し、障がいに関する指導・助言を行います。  | 総合福祉課             |
| 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進 | 判断能力が不十分な人が、地域の中で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。                      | 総合福祉課<br>町社会福祉協議会 |
| 障がい者相談員の設置と研修の実施          | 障がい者相談員を設置し、日常生活上で困ったこと等の解決や必要な援助を行います。また、地域の民生委員が身近な相談者としての的確に対応するための研修を実施します。 | 総合福祉課             |
| 障がい者団体との意見交換会             | 障がい者団体等との定期的な意見・情報交換によって、ニーズを把握するとともに、福祉サービスについての情報提供を行い、団体の育成を図ります。            | 総合福祉課             |

|                      |   |                       |
|----------------------|---|-----------------------|
| 福祉施設との情報交換           | 施設利用者の実情を把握し、施設内での人権が守られているか、環境整備は十分か等、利用者にとって適切なサービス提供を促進します。  | 総合福祉課                 |
| 障がい児保育の加配保育士・加配教諭の配置 | 障がい児と保護者の教育相談を行います。また、障がい児に対する支援並びに個に応じた指導を行います。  | こども園<br>保育園<br>子育て支援課 |
| 生活福祉資金の貸付            | 生活福祉資金貸付制度の活用を図ります。   | 町社会福祉協議会              |
| 医療費助成制度              | 中度の障がいのある人の医療費の一部を助成します。  | 総合福祉課                 |
| 補装具及び日常生活用具の給付       | 身体障がいのある人の補装具や日常生活に必要な用具等の購入に対する給付を行います。  | 総合福祉課                 |
| 特別医療費助成制度            | 重度障がいのある人の医療費の一部を助成します。   | 健康推進課                 |
| 施設サービスの充実            | 適切な施設の入所サービスの充実を図ります。   | 総合福祉課                 |
| 相談体制の充実              | 身近な相談窓口として、地域の民生委員等が日常生活上の相談支援にあたります。   | 総合福祉課                 |
| 障がい者団体及び育成団体の支援      | 身体障害者福祉協会及び三幸会への活動費助成、活動支援を行います。  | 総合福祉課<br>町社会福祉協議会     |
| 在宅サービスの充実            | 地域の中で暮らすための福祉サービスを充実し、障がいのある人や家族が利用しやすい在宅福祉サービス体制の整備を図ります。また、サービス内容の周知啓発をし、障がいのある人のニーズ把握や医療との連携を行います。 | 総合福祉課                 |
| 障がい者インフルエンザ予防接種費の助成  | 重症化と蔓延を防ぐため、7～64歳の重度障がいのある人に対して、予防接種費用を助成します。   | 総合福祉課                 |

(3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進

| 事業名         | 概要   | 関係課等         |
|-------------|--|--------------|
| 社会活動の支援     | 障がいのある人の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援の方法として、手話通訳と要約筆記派遣の事業を実施します。また、情報伝達手段を充実させるため、点字や声の広報を発行し、外出支援のためのガイドヘルパー派遣による移動支援事業を実施します。 | 総合福祉課        |
| 自動車免許取得費の助成 | 積極的に社会参加できるよう、自動車免許取得経費10万円を限度で助成します。  | 総合福祉課        |
| 自動車改造費の助成   | 障がいのある人の自動車操行装置等の改造経費20万円を限度で助成します。  | 総合福祉課        |
| 雇用の啓発       | 障がいのある人の特性に応じた相談体制の充実を図ります。  | 総合福祉課        |
| 雇用の促進普及啓発   | ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターくらよし等とともに、事業主への障がいのある人の雇用促進を働きかけます(障がいのある人への正しい理解の啓発に努めます)。  | 総合福祉課        |
| 交通費の助成      | 身体障がい・知的障がい及び精神障がいのある人等の継続的な障がいの治療のための通院(人工透析を含む)、または作業所や訓練所等に対し通所に係る交通費を助成します。  | 総合福祉課        |
| 公的機関での雇用拡大  | 公的機関で、積極的に障がいのある人の就労を促進するとともに、行政関連業務の委託による雇用促進を図ります。役場における法定雇用率を遵守します。   | 総合福祉課<br>総務課 |

(4) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

| 事業名               | 概要                               | 関係課等              |
|-------------------|----------------------------------|-------------------|
| 学習に参加しやすい体制づくりの検討 | 障がいのある人が学習に参加しやすい体制づくりについて検討します。 | 生涯学習・人権推進課<br>関係課 |
| 福祉のまちづくり事業        | 地域交流基盤を整備します。                    | 町社会福祉協議会          |

|                |  |                              |
|----------------|--|------------------------------|
| ネットワーク構築       | 地域住民、町社会福祉協議会の愛の輪協力員や保健福祉会、民生委員等による見守りのネットワークを強化し、障がいのある人を地域で見守り支え合える体制を整備します。 | 総合福祉課<br>町社会福祉協議会            |
| 町道整備事業         | 交付金事業等を活用し、町道の改良、修繕、歩道設置等の工事を障がいのある人の視点に立ち行います。                                | 建設水道課                        |
| 福祉のまちづくり計画策定   | すべての人が安心して暮らせるための環境整備に向けた計画の策定し、公共施設や公園等のユニバーサルデザイン化とバリアフリー化を推進します。            | 全課<br>町社会福祉協議会               |
| 障がい者住宅整備資金貸付制度 | 住み慣れた地域・家庭で生活できる住宅整備のための資金の貸付を行います。  | 総合福祉課                        |
| 障がい者住宅改良事業費補助  | 障がいのある人が暮らしやすい住宅の整備を図り、在宅福祉施策として住宅整備のための改良費を補助します。                             | 総合福祉課                        |
| 福祉用具の給付・貸与     | 日常生活用具の給付事業及び福祉用具の貸し出しを行います。   | 総合福祉課<br>町社会福祉協議会            |
| 災害時救助対応        | 災害時における福祉避難所等の確保を図り、障がいのある人が安心して避難できる体制整備を図ります。                                | 総合福祉課<br>総務課                 |
| タクシーチケットの助成    | 運転免許証を所持していない高齢者・障がい者等にタクシーチケットの助成を行います。                                       | 長寿福祉課<br>総合福祉課<br>地域包括支援センター |



### 3. 個人のプライバシーの保護

#### 【現状と課題】

我が国の社会・経済の変化や人権意識の高まりによって、私的な生活の平穏を確保し、自己に関する情報を自らコントロールする権利として、「プライバシーの権利」が認められるようになり、個人情報保護の必要性が認識されてきました。

国においては、平成15（2003）年に個人情報保護法を定めました。その後、社会の状況に応じて改正を行っており、直近では、令和3（2021）年に改正が行われています。鳥取県においては、平成11（1999）年に個人情報保護条例を定めています（令和3年に改正）。

湯梨浜町では、羽合町、泊村、東郷町が合併した平成16（2004）年10月1日に「湯梨浜町個人情報保護条例」を定めました。この条例の第1条で、「個人の尊厳と基本的人権の尊重のために個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町の管理する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする」としています。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査では、「個人のプライバシーの保護」を町内の人権課題であるとの回答割合が25.8%でした。

本町の行政として「個人情報保護条例」等を遵守し、個人の権利や利益を保護するために、個人情報の適正な取り扱いに努めるとともに、職務上知り得た秘密を守る守秘義務について遵守することは、当然のことです。また、個人情報の保護はさまざまな人権課題の解決に密接に関わっており、今後とも遵守していきます。

併せて、町民に対し、個人のプライバシーの保護に努めていくことが一人一人の人権を守ることに繋がっていくことの理解をさらに深めるとともに、この問題を理解し、身元調査に反対し、なくしていく意識を醸成するよう教育・啓発に取り組んでいきます。同時に、企業に対し個人情報の取り扱いについて適正な対処がなされるよう取り組みを行います。

#### 【推進方針】

##### （1）個人情報保護の適正な取扱い

町個人情報保護条例及び本人通知制度等の周知に努め、個人の権利利益の保護を図ります。

##### （2）申告書・添付書類等の様式の見直し

不必要な個人情報等の記載をなくすよう申告書や添付書類の様式を見直し、改善に努めます。

##### （3）申請者の本人確認及び代理申請委任の確認

住民票、戸籍関連証明及び税務関係証明の発行の際に、申請者の本人確認及び代理申請委任の徹底を図ります。

##### （4）個人のプライバシーの保護についての啓発

お互いの個人のプライバシーの保護に努めることが、一人一人の人権を守ることに繋がっているという視点で、住民啓発に努めます。

【事業計画】

(1) 個人情報保護の適正な取扱い

| 事業名           | 概要                                    | 関係課等              |
|---------------|---------------------------------------|-------------------|
| 個人情報保護の適正な取扱い | 町個人情報保護条例、本人通知制度等により、個人の権利利益の保護を図ります。 | 企画課<br>町民課<br>関係課 |

(2) 申告書・添付書類等の様式の見直し

| 事業名              | 概要   | 関係課等 |
|------------------|--|------|
| 申告書・添付書類等の様式の見直し | 不必要な個人情報等の記載をなくすよう申告書や添付書類の様式を見直し、改善に努めます。 | 全課   |

(3) 申請者の本人確認及び代理申請委任の確認

| 事業名       | 概要   | 関係課等 |
|-----------|--|------|
| 申請者の本人確認  | 住民票、戸籍関連証明及び税務関係証明の発行の際に、申請者の本人確認の徹底を図ります。 | 町民課  |
| 代理申請委任の確認 | 代理申請等に係る委任状の提出を徹底します。                      | 町民課  |

(4) 個人のプライバシーの保護についての啓発

| 事業名                 | 概要   | 関係課等       |
|---------------------|--|------------|
| 個人のプライバシーの保護についての啓発 | 個人のプライバシーの保護についての啓発の推進と学習機会の提供に努め、身元調査に反対する機運の醸成に努めます。 | 生涯学習・人権推進課 |



#### 4. 男女共同参画に関する人権

##### 【現状と課題】

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的または社会的関係において性別により差別されない（第14条）とするとともに、家族関係における個人の尊厳と両性の平等について明文化しています（第24条）。また、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」を昭和60（1985）年に批准し、男女平等と女性の地位向上に向けての取り組みを進めてきました。さらに、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

鳥取県では、平成12（2000）年に制定された「鳥取県男女共同参画推進条例」により、男女共同参画に関する県民の苦情や不服を処理する男女共同参画推進員の設置や審議会等における女性委員の登用の推進等、女性を取り巻く問題の解決に向けた取り組みを行ってきました。また、令和3（2021）年に策定した「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」では、誰もが活躍できる環境づくり、安全・安心に暮らせる社会づくり、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの3つを基本テーマに据えています。

本町においても、平成18（2006）年3月に「ゆりはま男女共同参画プラン」を策定し、平成21（2009）年には「湯梨浜町男女共同参画条例」を制定しました。また、平成31（2019）年には「第4次ゆりはま男女共同参画プラン」を策定しています。このプランや条例に基づいた啓発や教育を進め、家庭、地域、職場における男女共同参画を推進しています。

しかし、従来の固定的性別役割分担※意識が依然として根強く残っており、社会生活のさまざまな場面において、女性が性別による不利益を受ける場面が少なくありません。また、性犯罪や売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為※、ドメスティック・バイオレンス※（以下、DV）等の人権侵害が社会的な問題となっています。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査の結果、「男女共同参画に関すること」を町内の人権課題とする回答割合は21.1%でした。また、同調査では、「あなたは、どのような場面で、性別による差別や人権侵害が起きていると思いますか」の問いに「家庭内での家事や育児・介護の分担」と答えた人が46.4%で、「地域におけるしきたりや風習、自治会などでの役割や仕事の分担」（36.8%）、「採用や就職、昇給や役職への昇任などの取り扱いの差」（36.2%）より高い割合でした。さらに、「家庭内での家事や育児・介護の分担」との回答割合は、男女別では男性36.8%、女性54.3%となり、家庭内での家事等の分担が性別による差別や人権侵害であると感じている女性の割合が多いとの結果でした。

男女が相互の人権を尊重しあう豊かな社会の実現に向かって取り組みを進めていくことが必要です。

あなたは、どのような場面で、性別による差別や人権侵害が起きていると思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より)

| 選択項目                               | 令和3年度 |       |
|------------------------------------|-------|-------|
|                                    | 回答数   | 割合    |
| 1 家庭内での家事や育児・介護の分担                 | 515   | 46.4% |
| 2 家庭内での序列、家族や身近な人による差別発言や暴力など      | 271   | 24.4% |
| 3 地域におけるしきたりや風習、自治会などでの役割や仕事の分担    | 409   | 36.8% |
| 4 職場での仕事の内容やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ） | 346   | 31.1% |
| 5 採用や就職、昇給や役職への昇任などの取り扱いの差         | 402   | 36.2% |
| 6 売買取手などに見られる性の商品化                 | 165   | 14.9% |
| 7 民法などの法制度や行政が行う施策                 | 127   | 11.4% |
| 8 性別による差別や人権侵害は、ほとんど存在しない          | 35    | 3.2%  |
| 9 わからない                            | 187   | 16.8% |
| 10 その他                             | 23    | 2.1%  |
| 無回答                                | 38    | 3.4%  |

※固定的性別役割分担……「男は仕事、女は家庭」というように、男性・女性という性別を理由に役割を分担しその役割の遂行を期待する意識のこと。

※ストーカー行為……同一の人に対して、恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する恨み等の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）……日本では主に、配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、経済的、性的な暴力という意味で使用されます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅しやののしり、無視、行動の制限や強要、苦痛を与えられること等も含まれた概念をいいます。

#### 【推進方針】

##### （１）男女の人権を尊重する意識の向上

性別にかかわらず、一人一人が個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識を解消するための教育、啓発活動を進めます。人権尊重を基盤にした男女平等感を形成し、すべての人が主体的に生きるまちづくりを推進します。

##### （２）女性の政策・方針決定過程への参画の推進

町の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、各種委員会や審議会等の構成を見直し、引き続き女性の登用に努めます。



### (3) 働きやすい環境づくりの促進

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止するための研修や、事業主として取り組むべき措置等について普及啓発に努めます。

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女がともに仕事、家庭、地域活動を担うことができるように、事業所等へ理解や取り組みを促すとともに働きやすい職場環境づくりを進めます。

### (4) 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

DV等のあらゆる暴力を許さない社会づくりを促進するため、さまざまな機会を通じてDV根絶に向けた啓発を進めるとともに、相談窓口を広く周知し、被害者支援の充実を図ります。

## 【事業計画】

### (1) 男女の人権を尊重する意識の向上

| 事業名            | 概要   | 関係課等        |
|----------------|--|-------------|
| 男女共同参画の推進      | 男女共同参画社会の実現に向けて「第4次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づきながら、啓発活動や学習会の開催等、さまざまな施策を推進します。 | 企画課         |
| 行政推進会議         | 庁舎内において、男女共同参画に関する課題の共有を図り、解決に向けた横断的な取り組みを行います。                      | 全課          |
| 教職員研修の充実       | 教職員自らが男女共同参画意識を高めるための研修を行います。  | 小・中学校       |
| 広報活動の推進        | 町広報紙・ホームページ・TCC等を活用した広報と併せて街頭啓発等を実施し、男女共同参画についての周知と啓発を行います。          | 企画課         |
| 男女共同参画に関する意識調査 | 男女共同参画意識の把握と施策への反映のため、意識調査を実施します。                                    | 企画課         |
| 共に育つ仲間づくりの推進   | 男女の違いを認め合い、理解し合う男女共同参画の視点に立った保育の充実を図ります。                             | こども園<br>保育園 |
| 保護者研修の充実       | 公開保育、研修会等を通じて啓発を行います。  | こども園<br>保育園 |
| 保護者への啓発        | 男女が互いに尊重し合い助け合いながら子育てを行えるよう、保護者への啓発を行います。                            | 小・中学校       |

|                |  |                    |
|----------------|--|--------------------|
| 性教育の推進         | 発達段階に応じて、身体の発達にともなう性差等の学習を行うとともに、人間としてよりよく生きるために、思いやりの心や正義感、倫理観、生命を尊重する心等を育成します。 | 小・中学校              |
| 研修会等の実施        | 町内事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた研修会等を実施し、男女共同参画について理解の促進を図ります。                     | 企画課                |
| 県男女共同参画センターの活用 | 県男女共同参画センター主催の講座や研修会等、職場での男女共同参画に対する理解を深めるための事業の周知を図ります。                         | 企画課                |
| 女性団体の活動支援      | 女性団体連絡協議会の組織・活動強化のための支援を行います。  | 生涯学習・人権推進課         |
| フォーラム・研修会等の実施  | 町男女共同参画推進会議と連携を図り、町民全体の男女共同参画に対する意識向上を図るためフォーラムや研修会を実施します。                       | 町男女共同参画推進会議<br>企画課 |
| ゆりはま家族の日       | 11月第3金曜日を「ゆりはま家族の日」、その週を「家族の週間」と定め、家族の絆を深める運動を展開するとともに家族の在り方についての啓発に努めます。        | 企画課<br>生涯学習・人権推進課  |

(2) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

| 事業名             | 概要  | 関係課等 |
|-----------------|---|------|
| 各種委員会等の構成委員の見直し | 町の附属機関・委員会等の委員構成は、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の3を下回らないようにします。(住民参画推進のために湯梨浜町附属機関等の委員構成の基準等を定める条例) | 全課   |
| 人材の育成           | 県及び県男女共同参画センターが行う研修会等、女性団体等に女性リーダー養成のための研修会へ積極的な参加を促します。                                    | 企画課  |

(3) 働きやすい環境づくりの促進

| 事業名             | 概要                                       | 関係課等  |
|-----------------|--|-------|
| 男女雇用機会均等法の理解の徹底 | 雇用における男女の均等な機会と待遇について確保の理解を深める取り組みを行います。 | 産業振興課 |

|                       |   |     |
|-----------------------|---|-----|
| 鳥取県男女共同参画推進企業認定への働きかけ | 鳥取県男女共同参画推進企業の認定に向けた取り組みを行い、町内事業所等における男女共同参画の推進を図ります。 | 企画課 |
| 男女雇用機会均等法や関連制度の理解     | 広報紙等により啓発を行います。                                       | 企画課 |

(4) 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

| 事業名              | 概要  | 関係課等  |
|------------------|---|-------|
| 学習活動の推進          | 年1回、町男女共同参画推進会議との共催によるフォーラムを開催し、町民の意識高揚を図るとともに、県男女共同参画センター主催の出前講座等、理解を深めるための事業の周知を図ります。 | 企画課   |
| デートDV等の防止啓発活動    | 発達段階に応じて、デートDV※の防止やインターネット（スマートフォン等を含む）等から得られる偏った情報から子どもたちを守るための保護者を対象とした啓発を行います。       | 中学校   |
| 啓発活動の実施          | 女性に対する暴力をなくす運動期間等に併せて関係機関が連携し、広報紙や街頭等で啓発活動を行います。  | 総合福祉課 |
| DV相談窓口の周知・被害者の支援 | 配偶者からの暴力、生活困窮等の諸問題についての相談窓口を周知し、迅速な安全確保等を含めた総合的な支援を行います。                                | 総合福祉課 |

※デートDV……「交際相手暴力」とも言われ、まだ結婚していない恋人同士の間で起こるDV（ドメスティック・バイオレンス）のことをいいます。



## 5. 病気にかかわる人の人権

### 【現状と課題】

感染症、精神疾患、がん等、さまざまな病気にかかっている人やその家族等に対するさまざまな人権問題が存在しています。

例えば、不正確な知識によって、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、ハンセン病※やH I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染症※、指定難病※等の感染者や家族、元患者に対する偏見や差別等病気にかかわるさまざまな人権問題が生じています。このほかにもさまざまな感染症や特定疾患等の病気を患いながら暮らしている人があり、この中には、治療費の負担だけでなく、病気に対する偏見が原因で差別的処遇を受け、肉体的、精神的な負担をさせられる人もあります。

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染者やその家族、医療従事者が偏見や差別、誹謗中傷の標的にされる等、全国で多くの人権侵害が発生しました。鳥取県は、令和2（2020）年8月に「新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言」を行ったほか、警察、弁護士会、法務局と連携しての「新型コロナウイルスに関する差別的取り扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言」を発表するなど、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を防ぐための呼びかけを行っています。また、湯梨浜町では、令和2（2020）年10月に、北栄町、琴浦町と合同で、感染者とその関係者を非難しないこと、噂やデマに惑わされないこと、一人一人の人権を尊重することを宣言する「新型コロナウイルス感染症に負けない！ 3町（湯梨浜・北栄・琴浦）人権尊重宣言！」（※資料編 P61 に掲載）を行いました。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査の結果、「病気にかかわる人やその家族に関すること」が町内の人権課題であるとの回答割合が20.8%でした。

病気にかかわる人の人権が侵害されることがないように、病気についての正しい知識を学ぶとともに、偏見をなくすための取り組みが徹底され、安心して医療を受けながら暮らせる社会づくりが必要です。

※ハンセン病……らい菌が皮膚などを侵す感染症で、現在では治療方法が確立し完治する病気です。従来、わが国では、発病した患者の外見上の特徴から、特殊な病気として隔離政策がとられ、病気の原因が解明され、治療法が確立した後も続けられました。平成8（1996）年「らい予防法の廃止に関する法律」により同政策は終了。平成21（2009）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」により病気回復者の名誉回復と福祉の増進が図られていますが、療養所入所者の多くは、長期間の隔離政策による高齢化や家族や親族等との関係が絶たれたことにより、社会復帰が困難な状況にあります。

※H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染症……H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患。一方、エイズとは、後天性免疫不全症候群の略称で、H I Vに感染した人が免疫機能の低下により、合併症を発症した状態をいいます。H I Vは、発見当初は「簡単に感染し、発病すれば必ず死亡する」と誤った認識が広がり、感染者等の排除がありました。現在では有効な薬が開発され、継続的な投薬をすれば死亡する病気ではなくなりました。しかし、過去の誤った認識によりエイズ相談や検査を受けない人もあり、近年わが国においてH I V感染者は増加の傾向にあります。

※指定難病……原因が不明であって、その治療方法が十分に確立していない希少な疾病をいいます。平成24（2012）年「難病の患者に対する医療等の法律（難病法）」により、「特定疾患」から「指定難病」となりました。経過が慢性的で治療が長期にわたるため、患者や家族に大きな経済的負担及び介護者の肉体的・精神的負担が生じています。また、働くことができる人であっても、周囲の人の病気の知識・理解不足によって思うように就労できない場合があります。

### 【推進方針】

#### （1）病気に対する正しい知識と理解

町民への病気に対する正しい知識と理解を深めるために学習機会を提供します。また、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を実施します。

#### （2）地域福祉の充実

地域の中で、病気にかかっている人やその家族等が同じ立場にある人と交流する機会を提供し、孤立感や悩みの解消に努めます。

また、相談、支援窓口の存在や内容について情報提供に努めるとともに、医療機関等においても相談体制が一層充実するように働きかけます。

### 【事業計画】

#### （1）病気に対する正しい知識と理解

| 事業名               | 概要   | 関係課等         |
|-------------------|--|--------------|
| 保健指導者（保健師等）の研修参加  | 最新情報を入手し専門職としての資質向上を図りながら、病気に対する正しい知識の習得と町民への理解を促します。          | 健康推進課<br>関係課 |
| 病気の正しい認識を啓発する     | 病気の正しい知識を啓発し、病気に対する差別や偏見の発生を防ぎます。                              | 健康推進課        |
| 性教育、健康教育、人権教育等の充実 | 病気にかかわる人に対する偏見や差別解消に向け、総合的な学習の時間等を通じて病気に関する正しい理解の普及に努めます。      | 小・中学校        |
| 感染症に対する教育         | 新型コロナウイルス感染症等の感染症やH I Vに対する正しい知識と理解を深め、感染者等の人権に配慮するための学習を行います。 | 小・中学校        |
| 町民の啓発             | パンフレット等の配布等啓発活動を行います。  | 健康推進課他       |
| 公正な採用、選考の推進       | 対象事業者に、社内の人権啓発に関する中心的な役割を担う公正採用選考人権啓発推進員の選任を促します。              | 産業振興課        |

|         |  |       |
|---------|--|-------|
| 啓発活動の推進 | 病気のある従業員の治療と仕事の両立を進めるための理解を深める取り組みを行います。 | 産業振興課 |
|---------|--|-------|

(2) 地域福祉の充実

| 事業名          | 概要  | 関係課等                |
|--------------|---|---------------------|
| 訪問指導と相談体制の充実 | 病気療養中の人や家族が、一人で悩んだり孤立したりしないよう、訪問指導をとおして情報提供や相談を受け支援します。 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |



## 6. 高齢者の人権

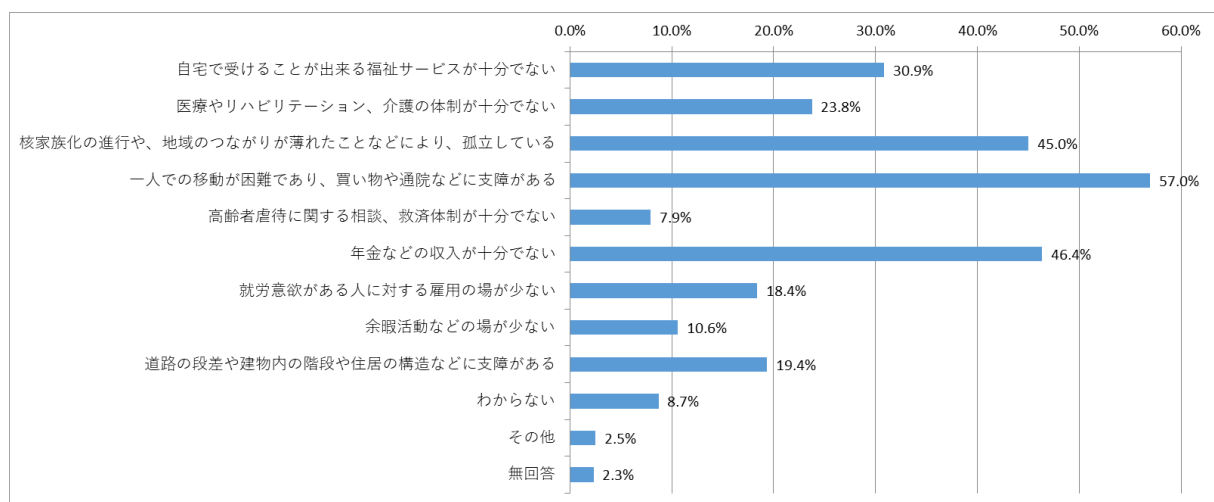
### 【現状と課題】

本町の令和2（2020）年10月1日現在の高齢化率（65歳以上）は、32.5%に達しており、鳥取県の平均（32.5%）と同率になっています。町の総人口が減少する中で、高齢化率は今後も上昇していくことが予想されます。そのため、高齢者の人権について正しい知識と理解の普及を促進し、平成3（1991）年に決議された「高齢者のための国連原則（自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」を踏まえた社会づくりを推進していくことが大切です。また、国は、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」を定め、「高齢社会対策の基本理念を明らかにし、国をはじめ社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していく」姿勢を示しました。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査では、「高齢者の人権に関すること」が町内の人権課題であるとの回答割合が20.0%でした。

また、同調査の「高齢者が暮らしていくうえで、どのようなことが特に支障や問題があると感じますか」の問いに対して、結果は下記のとおりでした。

あなたは、高齢者が暮らしていくうえで、どのようなことが特に支障となったり、問題があると感じますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より）



このうち、70歳以上では、4割以上の人々が「年金などの収入が十分でない」「核家族化の進行や、地域のつながりが薄れたことなどにより、孤立している」「一人での移動が困難であり、買い物や通院などに支障がある」と回答しました。

高齢者の多くは元気で自立した日常生活を送っていますが、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことのできる地域づくりが求められています。

しかし、核家族化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加してきており、家族で介護する機能が低下してきています。併せて、高齢者の孤立や生活不安を招いているといった問題もあります。

自治会や地域住民による見守りを推進するとともに、介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めていくことが必要です。さらに、近年、日常的な金銭的管理の援助を必要とする判断能力の不十分な高齢者が増加傾向にあります。また、全国では高齢者の介護を行っている家族や介護施設の従業者によ

る身体的・心理的・経済的な虐待等の高齢者の人権に関わる深刻な問題も表面化しています。

高齢者の総合相談は、地域包括支援センターで、虐待の相談・通報窓口は、長寿福祉課や総合福祉課、地域包括支援センターで対応しています。このような相談窓口の周知に努めていくことが必要です。さらに、今後、成年後見制度の需要の増大が見込まれる中、その対応について備えていくことが必要です。併せて、高齢者虐待を防止するために、虐待の要因や防止策について、家族や地域住民が理解するための研修機会を設けることが必要です。

これに加えて、高齢者の人権を尊重する施策の実施とともに、高齢者の人権を支えるものとして、高齢者を介護している家族を支援する施策を実施します。

### 【推進方針】

#### (1) 社会参加、自立、生きがいづくりへの支援

高齢者が生きがいを持って暮らすために、高齢者が培ってきた豊かな経験、知識及び技術等を地域社会で発揮できるよう、社会参加の支援及び基盤整備を推進します。また、高齢者が健康で自立した生活を送るために、健康教室や介護予防教室を開催し、健康づくりを推進します。

#### (2) 福祉・介護サービスの充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることができるよう、地域の高齢者の実態把握に努め、ニーズに応じた細かな福祉・介護サービスを関係機関と連携し行います。

#### (3) 認知症関連施策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活をおくることができ、家族も安心して日常生活を送る事ができるようにするため、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくよう、町民、地域、企業等への啓発を推進するとともに、高齢者やその家族の支援等総合的かつ継続的な支援体制の確立に努めます。

#### (4) 高齢者への虐待の防止

高齢者の暮らしを見守るまちづくりのための取組を行い、高齢者への虐待防止に努めます。

#### (5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が快適かつ安全に生活できるよう、道路、交通機関、公共施設の整備を行います。災害時においては、情報伝達、安否確認等の支援を受けられるよう、地域における体制づくりを行います。

また、地域、学校、こども園、保育園等での世代間交流を推進し、高齢者に対する敬老の心を育てる教育及び学習を行い、高齢者に優しいまちづくりを推進します。



【事業計画】

(1) 社会参加、自立、生きがいきづくりへの支援

| 事業名           | 概要   | 関係課等                            |
|---------------|--|---------------------------------|
| シルバー人材センターの支援 | 高齢者の生きがい活動・就労支援の場となるシルバー人材センターが、活発な活動展開できるよう支援を行います。 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| 湯梨浜文化大学       | 学習機会の提供と高齢者の活動の支援を行います。                              | 中央公民館                           |
| いきいきサロン       | 各区の特色を生かした交流促進を図ります。                                 | 町社会福祉協議会<br>各区                  |
| 生きがい対応型デイサービス | 高齢者の憩いの場の提供と交流促進を行います。                               | 町社会福祉協議会                        |
| 高齢者クラブの活動支援   | 高齢者の社会参加の母体でもある高齢者クラブ組織に対し、活動費補助を行い、加入促進や活動支援を行います。  | 町社会福祉協議会<br>長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| 脱フレイル大作戦      | フレイル傾向の高齢者を早期に発見・予防し、自立した生活が送れるよう事業支援を行います。          | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| ゆりはまヘルシーくらぶ   | 運動促進による健康寿命の延伸を図るとともに、健康情報を発信して健康づくりを支援します。          | 健康推進課                           |
| 各種健診          | 長寿健診、各種がん検診で病気を早期発見、早期治療につなげ、健康で生活できるよう支援を行います。      | 健康推進課                           |

(2) 福祉・介護サービスの充実

| 事業名        | 概要   | 関係課等                |
|------------|--|---------------------|
| ボランティアの育成  | ボランティアセンターとの連携と活動を支援します。                     | 町社会福祉協議会            |
| 施設福祉サービス   | 老人ホーム入所等に関する相談を行います。                         | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| 在宅介護支援     | 在宅介護に関し利用促進、啓発、相談を行います。                      | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| ミニデイサービス事業 | 閉じこもりやうつ傾向のある方を対象に、運動指導や機能訓練、レクリエーション等を行います。 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |

|                            |   |                                 |
|----------------------------|---|---------------------------------|
| 高齢者筋力向上トレーニング事業            | 運動機能が低下してきた高齢者を対象に高齢者専用のマシンを活用し、高齢者の動作性及び体力向上を図ります。                   | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター<br>町社会福祉協議会 |
| 温泉トレーニング助成事業               | 町内の温泉施設で実施される水中トレーニングに参加される方の費用の一部を助成します。                             | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| 老人福祉センターの運営体制の整備           | 施設の修繕や備品の修理等を行い、誰もが利用しやすい公衆浴場や集いの場としての機能を充実します。                       | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| 食事サービス                     | 各地区ボランティアによる一人暮らしの高齢者等への食事サービスを行います。                                  | 町社会福祉協議会                        |
| 高齢者インフルエンザ予防接種費の助成         | 重症化と蔓延を防ぐため、65歳以上の高齢者に対して、予防接種費用を助成します。                               | 健康推進課                           |
| 食の自立支援事業<br>(まごころ配食サービス事業) | 食事作りが困難な一人暮らし高齢者・高齢者世帯に配食サービス(毎日夕食配食)を行い、安否確認も同時に行います。                | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター<br>町社会福祉協議会 |
| 高齢者居住環境整備事業費助成             | 高齢者の在宅福祉促進のために、住宅の整備(住宅改修等)にかかる費用の助成を行います。                            | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| 高齢者住宅整備資金貸付事業              | 住宅整備資金の貸し付け(10年償還)を行います。  | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| 高齢者補聴器購入費の助成               | 聴力機能の低下により日常生活に支障がある中等度難聴高齢者に補聴器購入費の一部を助成します。                         | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| 生活支援体制整備事業                 | 生活支援体制整備協議体及び生活支援コーディネーターとが協力しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を図ります。 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |
| タクシーチケットの助成                | 運転免許証を所持していない高齢者・障がい者等にタクシーチケットの助成を行います。                              | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター             |

### (3) 認知症関連施策の推進

| 事業名    | 概要  | 関係課等                |
|--------|---|---------------------|
| 家族のつどい | 認知症の家族を対象に家族同士の交流とアドバイザーによる助言・指導を通して介護負担の軽減を図ります。 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |

|                    |  |                     |
|--------------------|--|---------------------|
| 認知症サポーター養成講座       | 認知症について正しく理解するとともに、認知症高齢者やその家族に対する理解を深めます。                 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| 日常生活自立支援事業（権利擁護事業） | 判断能力が不十分な人が、地域の中で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| 脳活トレーニング事業         | 軽度認知障がいの人を対象に、専門職員の指導のもとで運動・知的活動・座学を対象とした認知症予防教室を行います。     | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| 認知症高齢者見守り支援事業      | 認知症高齢者等の生命及び身体保護のための助成等の支援を行います。                           | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |

#### （４）高齢者への虐待の防止

| 事業名            | 概要  | 関係課等                            |
|----------------|---|---------------------------------|
| 家族の介護教室        | 家庭で高齢者の介護をしている人、これから介護をする予定の人、介護に関心のある人を対象に、介護に関する知識や介護の基本的技術を学ぶ機会を提供します。 | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター<br>町社会福祉協議会 |
| 一人暮らしの高齢者見守り活動 | 愛の輪協力員、民生児童委員による高齢者見守り活動を行います。  | 町社会福祉協議会<br>総合福祉課<br>長寿福祉課      |

#### （５）高齢者にやさしいまちづくりの推進

| 事業名           | 概要  | 関係課等                    |
|---------------|---|-------------------------|
| 福祉体験学習        | 福祉体験を通して意識の高揚を図ります。   | 町社会福祉協議会                |
| 地域活動事業        | 高齢者との交流活動等を通して敬老の心を育みます。  | こども園<br>保育園<br>町社会福祉協議会 |
| 敬老の心を育てる教育の充実 | 家庭、学校、地域、関係機関等との連携を図りながら、福祉施設の訪問、ボランティア活動、疑似体験学習等を実施し、敬老の心を育てる教育の充実に努めます。 | 小・中学校<br>町社会福祉協議会       |
| 世代間交流活動の実施    | 社会福祉施設等への訪問や高齢者の学校行事への招待等を行い、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする意識を高めます。              | 小学校                     |

|                           |  |                     |
|---------------------------|--|---------------------|
| 介護予防・健康づくりリーダー（ゆりりんメイト）養成 | ゆりりんメイトが地域で活躍するため、スキルアップを目的とした研修会・交流会を開催します。                                       | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| 声掛け、見守り体制の充実              | 町社会福祉協議会の“愛の輪協力員”、保健福祉会、えびす会等、身近な地域の福祉力で高齢者を見守り支え合い、安心して生活できる環境を構築します。             | 町社会福祉協議会            |
| 町道整備事業                    | 高齢者の社会参画を容易にするため、町道の改良、修繕、歩道設置等を交付金事業等を活用して行き安全な歩行空間の確保に努めます。                      | 建設水道課               |
| 福祉のまちづくり計画                | 住み慣れた地域・家庭で安心して暮らしていただけるためのソフト、ハード両面の環境整備を促進するとともに、公共施設や公園、周辺道路等のユニバーサルデザイン化を進めます。 | 総合福祉課<br>全課         |
| 地域介護予防活動支援事業              | 年齢や心身の状況によって分け隔てることなく介護予防活動を地域展開する団体に対して支援を行います。                                   | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |
| 啓発、広報活動                   | 広報紙の発行、ホームページ、小地域福祉座談会の実施に努めます。  | 町社会福祉協議会            |
| 成年後見制度の利用促進               | 成年後見制度の利用を促進し、共生社会実現のための支援を行います。   | 長寿福祉課<br>地域包括支援センター |



## 7. インターネットと人権

### 【現状と課題】

情報技術の飛躍的な発展により、インターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性や多様性は大きく向上しました。また、インターネットに接続可能な端末もパソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット、携帯ゲーム機、音楽プレーヤー等多様化しています。

一方で、無責任な情報発信、プライバシー侵害、名誉棄損、部落差別や人種差別を助長する書き込み、出会い系サイト等犯罪を誘発する可能性が高いサイトの問題等が発生し、情報が瞬時に広範囲に拡散され削除が難しいため、深刻な人権問題となっています。

平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ制限責任法）が施行され、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダによる対応を促進する等環境整備が行われました。また、鳥取県では青少年が安心してインターネットを利用できるよう、平成26（2014）年に「鳥取県青少年健全育成条例」を改正し、ペアレンタルコントロール※等について販売業者への説明義務や保護者の監督責任が盛り込まれました。

しかし、依然としてインターネットにおける人権侵害は後を絶ちません。令和元（2019）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別は、インターネット上でも大きく広がりました。令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査においても、「町内において、どのような人権問題があると思うか」という問いに対し、19.0%の人が「インターネットによる人権侵害に関すること」と回答しています。

こうした問題が生じないように、インターネットを利用する人に対して、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルについての情報提供、啓発等の取り組みが必要です。

※ペアレンタルコントロール…子どもが持つパソコンやスマートフォン等の情報端末の利用方法を、保護者が管理する機能をいいます。子どもにとって不適切なサイトや動画の閲覧、アプリケーションのダウンロード、課金等を、保護者の端末から制限することが可能です。

### 【推進方針】

#### （1）情報モラル教育の推進

情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育・啓発を行います。

#### （2）インターネット上での人権侵害行為への対応

インターネット上の差別書き込み等について、削除要請や実効性のある法制定について他の自治体等と連携し国に要望する等の対応を行います。

【事業計画】

(1) 情報モラル教育の推進

| 事業名          | 概要  | 関係課等                             |
|--------------|---|----------------------------------|
| 相談体制等の整備     | 特殊詐欺と思われる電話があった、身に覚えのないメールを受信した等の場合に消費生活センター、最寄りの警察署等へ相談するよう周知します。                              | 産業振興課                            |
| 情報モラルについての学習 | 児童・生徒の発達段階に応じて、情報モラルを遵守する必要性についての学習に取り組みます。<br>保護者等に情報モラルを遵守する必要性について学習する機会を設けるとともに啓発を推進します。    | 生涯学習・人権推進課<br>小・中学校<br>青少年育成町民会議 |
| 情報活用能力の育成    | 各情報機器の持つ長所や危険性について発達段階に応じて理解を深める学習を行います。児童・生徒がインターネットを適切に活用するため、ペアレンタルコントロール等について、保護者への啓発に努めます。 | 生涯学習・人権推進課<br>青少年育成町民会議<br>小・中学校 |

(2) インターネット上での人権侵害行為への対応

| 事業名     | 概要  | 関係課等                |
|---------|---|---------------------|
| 相談窓口の周知 | インターネット上での人権侵害について相談があった場合には、県や民間の相談窓口を紹介する等、相談者の支援に努めます。 | 生涯学習・人権推進課<br>小・中学校 |



## 8. 外国人の人権

### 【現状と課題】

近年の傾向として、在住外国人の総数は、アジア諸国（中国、東南アジア地域）から受け入れている「研修・技能実習生」は一時減少傾向にありましたが、令和2（2020）年時点では再び増加しつつあります。一方で過去のわが国による植民地支配等さまざまな歴史的経緯により定住するようになった人（在日韓国・朝鮮人等）は横ばい傾向にあり、「永住者」「日本人の配偶者」等の県内に生活基盤を築き永住しようとする外国人は増加傾向にあります。今後も、日本の労働者不足による外国人の増加が見込まれます。本町では、令和4（2022）年2月28日現在81人の外国人が登録をしています。

平成21（2009）年の出入国管理法改正による外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入等法制度上の改善はありますが、「生活習慣の違い」「言語の違いによる情報不足」「親子の母語とする言語の違いによるコミュニケーションの不足」等の課題があります。また、昨今の近隣諸国との関係悪化や摩擦を受け、東京や大阪等で特定の民族や国籍の人を排斥する、ヘイトスピーチ問題が新たに生じました。これを受けて、平成28（2016）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査の結果、「町内において、どのような人権課題があると思いますか」との設問に関して、「日本で暮らす外国人（在日韓国・朝鮮人以外）に関すること」との回答割合は9.7%、「在日韓国・朝鮮人に関すること」との回答割合は7.4%で、合わせて17.1%でした。

本町では、鳥取県、鳥取県教育委員会、鳥取県国際交流財団等と連携し、困り感の軽減・解消に向けて生活情報の提供や相談活動に取り組んでいます。さらに、本町では、アメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡との姉妹都市交流を推進しており、国際交流員・外国語指導助手を招く等、行政と町国際交流協会が一体となって国際交流を進めています。町民の国際交流への関心や国際理解は深まってきており、今後とも異文化の理解と人権意識を高める啓発活動の充実に加え、行政・緊急情報の伝達方法の改善や文書の翻訳、やさしい日本語の活用等、多文化共生の社会づくりを推進する必要があります。

### 【推進方針】

#### （1）国際理解と交流の推進

国際的な視点に立った多文化共生社会をつくるため、町民に対し国際理解を推進するための啓発活動を実施します。また、交流会等により、お互いの理解を深めます。

学校教育においては児童生徒の異文化理解の向上に努めます。

#### （2）外国人が必要とする生活情報の提供と相談支援体制の充実

外国人に対し、生活に必要な情報について多言語での表示や漢字にふりがなを付ける、やさしい日本語を使用する等の配慮を行い、わかりやすく情報提供していきます。また、相談支援体制を整備し、適切な支援につなげます。

#### （3）人権侵害の救済と人権の擁護

人権侵害が発生したときには、人権相談関係機関と連携して速やかに適切な対応を行います。

#### (4) 社会参画の推進

外国人が、さまざまな活動に主体的に参加し、地域の担い手としてその能力を発揮することができるよう地域活動への参加促進に努めます。また、適正な雇用が行われるよう啓発に努めます。

#### 【事業計画】

##### (1) 国際理解と交流の推進

| 事業名                | 概要   | 関係課等                  |
|--------------------|--|-----------------------|
| J E Tプログラム※の活用     | 外国語指導助手や国際交流員による英会話教室の実施等、地域における国際交流活動を推進します。  | 企画課<br>教育総務課          |
| 国際交流団体の活用          | 交流団体の自主活動を支援します。   | 企画課他                  |
| ハワイ・韓国等との交流        | 小・中学生の交流、各分野での交流を図るとともに、ホームステイを推進します。  | 企画課<br>教育総務課<br>小・中学校 |
| グラウンド・ゴルフの国際交流     | 多言語で作成したグラウンド・ゴルフの紹介DVDを活用しながら、グラウンド・ゴルフの国外での普及に努めます。また、グラウンド・ゴルフ国際大会を開催する等、グラウンド・ゴルフを通じた国際交流を推進します。 | 生涯学習・人権推進課            |
| 外国人との交流            | 留学生等との日常的交流を促進します。<br>各分野での交流、ホームステイを推進します。  | 企画課他                  |
| 外国語、文化講座・サークル活動の充実 | 語学研修、多文化研修及びサークル活動への支援を行います。   | 企画課他                  |
| 多文化展等の開催           | 多文化、国際理解を深める事業等を行います。  | 中央公民館他                |
| 在住外国人との交流機会の設定     | 交流会及び国際理解を深める事業等を開催します。  | 企画課                   |
| 外国語指導助手との学習の推進     | 外国語指導助手との学習を計画的に実施し、語学指導の充実を図るとともに、国際理解教育を進めます。  | 教育総務課<br>小・中学校        |

##### (2) 外国人が必要とする生活情報の提供と相談支援体制の充実

| 事業名       | 概要                                     | 関係課等            |
|-----------|--|-----------------|
| 国際化看板設置   | 日本語と外国語の併記に取り組みます。                     | 全課              |
| 相談支援体制の整備 | 生活支援、子どもの教育等総合的に問題を把握し、適切な支援につなげていきます。 | 総合福祉課<br>子育て支援課 |



|                         |  |                |
|-------------------------|--|----------------|
| 生活情報提供の充実               | 関係団体等が作成したパンフレット等を活用しながら情報提供を行います。<br>広報紙等の情報提供について、外国語を取り入れられる部分について検討していきます。 | 町民課<br>企画課     |
| 外国人児童・生徒とその保護者に対する支援の充実 | 外国人児童・生徒一人一人に応じた学習指導を実施するとともに、その保護者に対して支援を行います。                                | 教育総務課<br>小・中学校 |
| 国際交流員による情報提供            | 国際交流員による日常の情報を提供します。   | 企画課            |
| 国民年金加入の促進               | 国民年金加入への啓発による受給権の確保に努めます。  | 健康推進課          |
| 外国人保護者の子育て支援の充実         | 母子健康手帳の多言語版の提供を行います。   | 子育て支援課         |

### (3) 人権侵害の救済と人権の擁護

| 事業名               | 概要  | 関係課等              |
|-------------------|---|-------------------|
| 外国人等の問題や課題についての啓発 | 在住外国人や訪日外国人の現状、課題等についての啓発に努めます。また、外国人の人権侵害の防止と人権の擁護に努めます。 | 生涯学習・人権推進課<br>企画課 |

### (4) 社会参画の推進

| 事業名   | 概要                        | 関係課等  |
|-------|---------------------------|-------|
| 雇用の啓発 | 外国人の雇用が適正に行われるように周知を図ります。 | 産業振興課 |

※JETプログラム……語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略で、外国青年を招致して地方自治体で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業です。外務省、総務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力のもとに実施しています。



## 9. 子どもの人権

### 【現状と課題】

平成元（1989）年に国連総会で「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）※が採択され、日本は平成6年（1994）に批准しました。この条約では、児童（子ども）は18歳未満のすべての者と定められ、児童に関するすべての措置をとるにあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるとされ、国は児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保するとされています。

わが国においては、昭和22（1947）年に「児童福祉法」が、昭和26（1951）年には「児童憲章※」が制定され、すべての子どもの権利保障という観点に立ったさまざまな施策が進められてきました。その後平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法※」が、平成26（2014）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、いじめ問題や子どもの貧困をなくすための取り組みが進められています。

本町においても、子どもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支援する環境を守り整備することを目的に、「湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長や子育てを支援する環境整備等の取り組みを進めています。

令和3（2021）年度湯梨浜町人権意識調査で、「子どもの人権に関すること」が町内の人権課題であるとの回答割合は15.0%でした。また、「子どもの人権に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことか」という問いに対し、「子ども同士での暴力や仲間はずし、無視などのいじめ」との回答が65.5%（前回66.8%）、「インターネットや無料通話アプリなどを利用したいやがらせやいじめ」が49.1%（前回39.9%）、「いじめに気づいても見て見ぬふりをしてしまうこと」が43.3%（前回47.8%）と、いじめについて問題視する割合が多い結果でした。

子どもの人権に関することで、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。あてはまるもの3つまでに○をつけてください。（令和3年度湯梨浜町人権意識調査結果より）

| 選択項目                             | 令和3年度 |       | 平成28年度 |       |
|----------------------------------|-------|-------|--------|-------|
|                                  | 回答数   | 割合    | 回答数    | 割合    |
| 1 子ども同士での、暴力や仲間はずし、無視などのいじめ      | 728   | 65.5% | 512    | 66.8% |
| 2 インターネットや無料通話アプリなどを利用した嫌がらせやいじめ | 545   | 49.1% | 306    | 39.9% |
| 3 いじめに気づいても、見て見ぬふりをしてしまうこと       | 481   | 43.3% | 366    | 47.8% |
| 4 学校や部活などにおける、教師や指導者による体罰や暴言など   | 164   | 14.8% | 54     | 7.0%  |
| 5 保護者による育児放棄や暴力などの虐待             | 388   | 34.9% | 240    | 31.3% |
| 6 大人が自分の意見を子どもに強制し、子どもの意見を尊重しない  | 208   | 18.7% | 108    | 14.1% |
| 7 子どもという理由で、大人が子どものプライバシーを尊重しない  | 73    | 6.6%  | 47     | 6.1%  |
| 8 児童買春や児童ポルノなど                   | 71    | 6.4%  | 35     | 4.6%  |
| 9 暴力や性などに関する有害な情報の氾濫             | 101   | 9.1%  | 65     | 8.5%  |
| 10 特に問題だと思わない                    | 8     | 0.7%  | 9      | 1.2%  |
| 11 わからない                         | 57    | 5.1%  | 26     | 3.4%  |
| 12 その他                           | 15    | 1.4%  | 7      | 0.9%  |
| 無回答                              | 37    | 3.3%  | 48     | 6.3%  |

国内では、インターネット等の普及に伴い、子ども間でのインターネットを利用したいじめや嫌がらせが増加しています。また、大人が確認しにくい環境で人間関係のトラブルが進展し、いじめにつながるケースもあります。日頃から子どもの生活を周りの大人が見守って

いくことが重要です。

併せて、子どもがお互いの個性を尊重しながら周りの人たちと人間関係を築いていくことの大切さや自他の命の尊さについての認識を一層深めていくよう、保護者や地域の啓発を推進する必要があります。

いじめのほかにも、不登校やひきこもり、虐待、貧困、ヤングケアラー※等さまざまな状況にある児童に対する課題があります。これらの課題解決に向けた対応をとるための施策を行っていくことが必要です。

※「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)……世界の多くの児童(18歳未満のすべての人を児童と定義)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の権利の尊重、保護の促進をめざした条約。平成元(1989)年第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

※児童憲章……昭和26(1951)年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳規範を定めたもの。

※いじめ防止対策推進法……学校におけるいじめの防止・早期発見・対処のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めた法律。平成25(2013)年に施行されました。

※ヤングケアラー……家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どものこと。

### 【推進方針】

#### (1) 子どもの権利に対する理解

「子どもの権利条約」の理念と精神に学び、子どもの将来にわたる最善の利益を主として考慮することを家庭や地域社会に啓発します。

#### (2) 子どもの健全育成の推進

子どもが安全・安心に遊び、過ごせる場所をつくるため、地域の子育て環境の充実を図ります。また、家庭や地域における教育力の向上や、子どもをとりまく有害環境への対策を講じ、子どもの健全育成に向けて家庭、学校、地域社会が連携を深め、一体となって取り組む施策を推進します。

#### (3) 発達支援・特別支援教育の推進

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導及び支援を行います。

また、発達支援・特別支援教育の推進を通じて、さまざまな人々が互いの違いを認め合い

ながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざします。

(4) いじめ、不登校等に対する施策の充実

いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向け、相談しやすい環境の整備や、学校と家庭、地域との連携施策の充実を図ります。

(5) 児童虐待防止への取り組み

保護者等への啓発により児童虐待を未然に防ぐとともに、早期に発見し、的確に対応するために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援、関係機関との連携強化を図ります。

(6) 子どもの貧困※対策

貧困の状態にある子どもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、教育を受ける機会を保障し、ひとり親家庭等への支援を中心に生活支援及び就労支援と合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

(7) 子どもたちが安心して成長できるまちづくりの推進

子どもたちが家族や地域の人に見守られながら安心して成長できるまちづくりを推進します。

※子どもの貧困……日本における「子どもの貧困」は「相対的貧困」をさし、現在7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。毎日の衣食住に欠く「絶対的貧困」とは異なりますが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれる傾向にあります。

【事業計画】

(1) 子どもの権利に対する理解

| 事業名     | 概要                                  | 関係課等       |
|---------|-------------------------------------|------------|
| 啓発活動の推進 | 子どもの人権に関わる理解を深めるため、町報等を利用した啓発に努めます。 | 生涯学習・人権推進課 |

(2) 子どもの健全育成の推進

| 事業名      | 概要   | 関係課等   |
|----------|--|--------|
| 乳幼児健診等   | 支援の必要な乳幼児の早期発見、健康保持・増進のため、6ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児、5歳児健診、1歳児すくすく相談、2歳児すこやか相談・歯科健診、2歳6ヶ月児歯科健診を実施します。 | 子育て支援課 |
| 乳幼児健康教室等 | 離乳食講習会、両親学級、赤ちゃん登校日、むし歯予教室等を実施します。   | 子育て支援課 |

|                  |  |                               |
|------------------|--|-------------------------------|
| 子どもの居場所づくり       | 「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」「ゆりはま自主学习の広場」「ゆりはま地域未来塾」等を実施し、小・中学生の放課後や休日における居場所の提供、活動支援を行います。                    | 子育て支援課<br>生涯学習・人権推進課<br>教育総務課 |
| 青少年育成研修会         | 保護者を対象に講演会、啓発物発行を行います。   | 青少年育成町民会議                     |
| 青少年育成事業          | 「少年を守る店」指定活動、「青少年を非行から守る全国強調月間」啓発活動等を行います。   | 青少年育成町民会議                     |
| 両親学級             | 妊娠中の生活指導・育児学習指導を行います。  | 子育て支援課                        |
| 乳児相談（6ヶ月児）       | 集団・個別相談を実施します。   | 子育て支援課                        |
| 2歳児すこやか相談        | 児童相談所心理判定員による集団指導等を実施します。  | 子育て支援課                        |
| 離乳食講習会           | 離乳食の指導を行います。   | 子育て支援課                        |
| 乳幼児健康診断          | 6ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児健康診断を実施します。   | 子育て支援課                        |
| 歯科健診             | 2歳児・2歳6ヶ月児健診を実施します。  | 子育て支援課                        |
| 予防接種             | 各種予防接種<br>小学校1年生～中学校3年生までの児童生徒に対して、インフルエンザ予防接種費用を助成します。  | 子育て支援課<br>健康推進課               |
| こども園等における子育て支援事業 | 子育て相談及びオープンデーにより施設の提供を行います。  | 子育て支援課                        |
| 人権教育の推進          | 発達段階に応じて、人権について普遍的視点からの学習、個別的な視点からの学習を計画的に積み重ね、児童・生徒の人権を尊重する心を養うとともに、自分たちで解決に向けて取り組んでいこうとする態度の醸成を図ります。 | 小・中学校                         |

### （3）発達支援・特別支援教育の推進

| 事業名          | 概要                                  | 関係課等           |
|--------------|-------------------------------------|----------------|
| 教育方法、内容の充実   | 特別な支援を要する児童・生徒の能力適性を伸ばす教育を充実します。    | 小・中学校          |
| 就学指導の充実      | 児童・生徒の適正な就学の指導を行います。                | 小・中学校<br>教育総務課 |
| 児童・生徒支援職員の配置 | 特別な支援を要する児童・生徒に対する支援及び個に応じた指導を行います。 | 教育総務課          |

|                      |  |        |
|----------------------|--|--------|
| 発達障がいについての講演会・研修会の開催 | 職員・町民を対象に発達障がいに対する講演会・研修会を実施し、理解と適切な対応を求めます。 | 子育て支援課 |
|----------------------|--|--------|

(4) いじめ、不登校等に対する施策の充実

| 事業名           | 概要  | 関係課等           |
|---------------|---|----------------|
| 不登校対策委員会の開催   | 学校と外部の専門機関等が連携した学校の教育相談体制の確立と課題解決のための具体策を検討します。   | 小・中学校<br>教育総務課 |
| いじめ・不登校未然防止活動 | 家庭訪問や支援会議の実施等、家庭との連携の充実を図ります。また、教育相談員や <u>スクールカウンセラー</u> ※、 <u>スクールソーシャルワーカー</u> ※と連携し、未然防止や早期対応に向けて取り組みます。 | 小・中学校          |
| 関係機関との連携      | 要保護児童対策地域協議会や児童相談所、中部子ども支援センター等との連携を強化し、適切な支援につなげていきます。   | 小・中学校          |
| フリースクール等利用料助成 | 町内の義務教育段階にある不登校児童生徒が、 <u>フリースクール</u> ※等に通う場合の通所経費に対する支援を行い、保護者の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒への多様かつ適切な教育機会の確保に努めます。      | 教育総務課          |

(5) 児童虐待防止への取り組み

| 事業名         | 概要   | 関係課等   |
|-------------|--|--------|
| ゆりはますこやかライン | 虐待・DVの通報、子育て相談のために、休日・夜間にも対応できる専用回線を設置。支援が必要なケースに迅速な対応を行います。 | 子育て支援課 |

(6) 子どもの貧困対策

| 事業名                    | 概要   | 関係課等   |
|------------------------|--|--------|
| 保育料の軽減措置               | 子育て支援として保育料の軽減を行います。   | 子育て支援課 |
| 小児乳幼児医療費の助成（特別医療費助成制度） | 子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう高校卒業までの子どもの医療費を助成します。 | 健康推進課  |

|                         |  |                |
|-------------------------|--|----------------|
| ひとり親家庭医療費の助成（特別医療費助成制度） | ひとり親家庭の高校卒業までの子どもと、その子どもを養育している父または母等の医療費を助成します。   | 健康推進課          |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業          | ひとり親家庭の父母等に対し、経済的自立を助長するための貸付を行います。                | 総合福祉課          |
| 児童扶養手当の支給               | ひとり親家庭等で18歳未満の子どもがいる世帯に、児童扶養手当を支給します。              | 総合福祉課          |
| ひとり親家庭助成事業              | 小・中学校入学支度金を支給します。                                  | 総合福祉課          |
| 日常生活支援事業                | ひとり親家庭において、一時的に生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員の派遣を行います。        | 総合福祉課          |
| 就学援助                    | 経済的な理由によって就学が困難と認められる家庭に対し、学用品費及び学校給食費等の就学援助を行います。 | 教育総務課<br>小・中学校 |

(7) 子どもたちが安心して成長できるまちづくりの推進

| 事業名                                | 概要  | 関係課等                  |
|------------------------------------|---|-----------------------|
| 「オレンジベスト隊」「こども110番の家」<br>青色防犯パトロール | 登下校時の子どもたちを交通事故や犯罪から守るため「オレンジベスト隊（「ルックチルドレン」の記載の入ったオレンジベストを着て活動）」「青色防犯パトロール」等の見守り活動（ボランティア活動）や「こども110番の家」の取り組みを、学校と地域が連携して行います。 | 小・中学校<br>総務課<br>教育総務課 |
| 子ども・子育て支援事業計画推進                    | 教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、策定した計画に沿って事業を実施します。  | 子育て支援課                |
| 預かり保育・延長保育                         | 共働き家庭等の子育てを支援するため、保育時間を延長します。   | 子育て支援課<br>保育園<br>こども園 |
| 人権保育推進事業                           | こども園、保育園の人権保育計画に基づき、家庭・地域・学校・関係機関と連携して親子のふれあい、保護者研修会、地域事業への参加等を推進します。   | 保育園<br>こども園           |
| 赤ちゃん交流会<br>命の大切さを考える<br>学習の実施      | 児童がまわりの人たちの愛情を受けながら成長してきたことや命の尊さについて学習する機会を設けます。  | 小・中学校                 |

|             |                                  |        |
|-------------|----------------------------------|--------|
| こども園施設整備    | 良質な保育・幼児教育サービスを提供できるよう環境整備を図ります。 | 子育て支援課 |
| 学校施設設備の整備   | 良質な教育環境が提供できるよう学校施設及び設備の整備を行います。 | 教育総務課  |
| 学校給食センターの運営 | 安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。          | 教育総務課  |

※スクールカウンセラー……臨床心理士の資格を持った「心の専門家」で、本人の不安や悩みに直接働きかけるなど心理面の支援をしていきます。

※スクールソーシャルワーカー……社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持った「福祉の専門家」で、子どもをとりまく環境の改善をめざし、関係機関等とのネットワークを活用するなどして事案の解決を図ります。

※フリースクール……不登校などで通常の学校教育を受けていない児童生徒を受け入れ、教育を行う施設。





## 10. さまざまな人権問題

前述の9つの人権問題のほかにも、私たちの周りには、さまざまな人権問題が存在しています。

### (1) 性的マイノリティ（少数者）の人権

#### 【現状と課題】

生物学的な性(身体の性別)と性の自意識(心の性別)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が同性や両性に向かっている等、社会的には少数者となる人のことを「性的マイノリティ」といいます。

性的マイノリティの当事者は、周囲の人の無理解や偏見から、家庭や学校、職場等で生きづらさを感じていることがあります。平成16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者で一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになり、その後、平成20(2008)年の法改正により条件が緩和されました。このように性的マイノリティに対する取り組みが少しずつですが進んできています。

鳥取県内においても性的マイノリティの自助グループが立ち上がっており、当事者の立場に立った活動が広がってきています。

#### 【推進方針】

- ・性的マイノリティについて正しい知識と理解が得られるよう、学習機会や情報提供に努めます。
- ・当事者や関係者が相談できる体制を整えるため、対応者に必要な研修を実施するとともに、相談の内容に応じて関係機関と連携を図ります。

#### 【事業計画】

| 事業名               | 概要   | 関係課等           |
|-------------------|--|----------------|
| 相談体制等の整備          | 性同一性障がいのある人等、性的マイノリティに対するメンタルケア※について電話や面談できる体制を整えます。                               | 健康推進課<br>総合福祉課 |
| 公的文書から不必要な性別記載欄削除 | 公的文書の性別記載欄について、調査を行い不必要なものを削除します。  | 全課             |
| 性教育及び人権教育の推進      | 身体の発達、意識形成の発達に伴い、性差、個性、社会意識を育む学習を行うとともに、性同一性障がいのある人等、性的マイノリティの人々に対する理解を深める学習を行います。 | 小・中学校<br>教育総務課 |
| 啓発活動の推進           | 性的マイノリティ等多様な人材が活躍できる職場環境に関する理解を深める取り組みを行います。                                       | 産業振興課          |

※メンタルケア……心の病気等にかかる聞き取りや治療のこと。

## (2) 犯罪被害者やその家族の人権

### 【現状と課題】

事件や事故は誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、被害者やその家族に対する社会の理解は十分とはいえません。犯罪被害者やその家族は、身体的、精神的、経済的な負担だけでなく、捜査・裁判の過程等での精神的、時間的な負担、周囲の人たちの噂や中傷、さらにプライバシーの侵害等、被害後に生じる副次的な被害（二次被害）にも苦しむことがあります。

被害者等の支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要です。社会全体で被害者を支援していくという意識の醸成のため、広報や啓発活動に努める必要があります。

湯梨浜町では、令和3（2021）年3月に、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的に、湯梨浜町犯罪被害者等支援条例を策定しました。また、県内では平成20（2008）年6月に「とっとり被害者支援センター」が設立されていますが、その存在が浸透していない現状があります。「とっとり被害者支援センター」は、被害者等を民間の視点で物心にわたり支える重要な役割を担っています。

### 【推進方針】

- ・犯罪被害者やその家族等の現状や課題についての啓発を行います。
- ・犯罪被害者やその家族等に相談窓口を紹介する等被害者等の支援に努めます。

### 【事業計画】

| 事業名     | 概要   | 関係課等       |
|---------|--|------------|
| 啓発活動の推進 | 犯罪被害者やその家族の現状や課題について、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）を中心に広報等による啓発を行います。 | 生涯学習・人権推進課 |
| 相談窓口の紹介 | 内容に応じて、国や県等の相談窓口を紹介します。  | 生涯学習・人権推進課 |

## (3) 刑を終えて出所した人の人権

### 【現状と課題】

刑を終えて出所した人（少年院を出所した人を含む。）やその家族に対しての偏見や差別意識が根強く存在しています。

このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、中には悪意のある噂を流されるなど、刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人の更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人の社会的背景や現状について理解を広め、社会の偏見や固定観念をなくしていくために啓発を行っていく必要があります。

また、わが国における刑法犯の検挙者数は減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、再犯者の占める割合（再犯者率）は約50%と高く、安心安全な社会を実現するためには、再犯防止が課題となっています。

平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、そこ

では再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項が示されています。

平成29（2017）年12月に国が「再犯防止推進計画」を、平成30（2018）年4月に鳥取県が「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、湯梨浜町でも令和4（2022）年3月に再犯防止推進計画を策定しました。

刑を終えて出所した人の立ち直り支援は、保護観察所等の国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会等の民間ボランティア、刑を終えて出所した人等の雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。

高齢または障がいにより自立した生活を送ることが困難な人も少なくなく、生活困窮や孤立によって再犯につながっている状況もあり、再犯防止に向けた具体的な取組みを行っていく必要があります。

#### 【推進方針】

- ・刑を終えて出所した人の社会的背景や、現状について理解を広め、社会の偏見や固定観念をなくしていくための啓発を行います。
- ・刑を終えて出所した人が社会から孤立せず、地域社会の一員として受け入れられるよう、関係機関・団体と連携した支援を行います。

#### 【事業計画】

| 事業名                   | 概要   | 関係課等                            |
|-----------------------|--|---------------------------------|
| 啓発活動の推進               | 刑を終えて出所した人の現状や課題について広報等による啓発を行います。                                     | 生涯学習・人権推進課<br>町民課               |
| 刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援 | 刑を終えて出所した人の、地域社会における円滑な社会復帰を実現するため、関係機関・団体と連携し、再犯防止推進計画に基づいた各種支援を行います。 | 町民課<br>総合福祉課<br>関係課<br>町社会福祉協議会 |

#### （4）拉致被害者等の人権

##### 【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が突然に姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。現在、北朝鮮当局に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、500人を超えています。

平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者のうち5名とご家族の帰国が実現しました。しかし、その後、日本政府の強い要求にも関わらず、北朝鮮側の対応は極めて不誠実で、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な進展はありません。

その間にも、日本で拉致被害者の帰りを強く願い待っている家族、特に親世代の高齢化が進んできており、一刻も早い帰国が求められており、政府一体となって問題解決に向けた取組が進められています。

拉致問題に対する認識を深めるため、関係団体等と連携しながら学習機会や情報提供に努

めていくことが必要です

**【推進方針】**

- ・拉致問題の解決に向けた機運を高めるために啓発を行います。

**【事業計画】**

| 事業名     | 概要   | 関係課等                 |
|---------|--|----------------------|
| 啓発活動の推進 | 拉致被害者やその家族の現状や課題について、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に広報等の各種啓発を行います。 | 生涯学習・人権推進課<br>中央公民館等 |

(5) 生活困窮者の人権

**【現状と課題】**

平成20（2008）年10月頃の世界金融危機以降急増した生活保護受給者、生活保護受給世帯は、横ばいで推移する傾向を示しています。近年の景気回復傾向により、稼働年齢層と考えられる生活保護受給世帯数は、減少傾向となっていました。しかし、令和2（2020）年1月に国内で初めて感染者が確認されて以来、日本全国に拡大した新型コロナウイルス感染症感染拡大により、日本国内において経済活動等への多大な影響を受け、雇止めや解雇による失業者が増加し、このことによる生活困窮者が増加しています。

併せて、高齢者世帯の増加により生活に困窮する世帯も増加しています。

**【推進方針】**

- ・「生活困窮者自立支援制度」に基づくさまざまな支援を行います。
- ・複雑化、複合化した福祉ニーズに対応するため、重層的な支援体制の構築を行います。

**【事業計画】**

| 事業名             | 概要   | 関係課等  |
|-----------------|--|-------|
| 生活困窮者自立相談支援事業   | 町社会福祉協議会に相談窓口である「暮らしサポートセンターゆりはま」の設置運営を委託し、困窮の相談に対応し、就労や家計改善について等、個々の状況に応じて適切な支援を行います。   | 総合福祉課 |
| 地域共生包括的支援体制構築事業 | 町社会福祉協議会の「暮らしサポートセンターゆりはま」と相談窓口を一体化し、地域住民の多様で複合的な問題に対し、多機関が協働して包括的、継続的に伴走型支援を行う事業を実施します。 | 総合福祉課 |

#### (6) 東日本大震災等の災害に起因する人権問題

災害に遭った人々や避難者に対し、風評等による人権問題や支援金等に対する誤解や偏見等があります。被災者、避難者への正しい理解が得られ、適切な支援活動が行われるよう、啓発活動に努めます。

#### (7) アイヌの人々の人権

アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解するとともに、学習の機会の拡充や、情報提供、啓発活動に努めます。

#### (8) ユニバーサルデザインの推進

学校、地域、企業等における学習機会を確保し、ユニバーサルデザインについての正しい理解と普及を図るため、啓発に努めます。



## 資料編

人権問題に対する対応マニュアル(令和4年2月改訂)

### 心構え

私は、行政職員として、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消につとめ、基本的人権の確立のために努力します。

- 1 人権問題の認識をより深めるため、進んで学習の場に参加します。
- 1 行政職員としての立場を自覚し、進んで啓発活動に参加します。
- 1 お互いの人権を大切にし、心のかよう明るい町づくりにつとめます。
- 1 つねに町民の立場に立ち、誠意をもって毎日の仕事に取り組みます。
- 1 行政職員として、町民の模範となる行動の実践につとめます。

### 人権問題に対する対応

[1]差別事象などに出会った場合

①差別的態度と差別発言に気がついた場合

職員は、いかなる場合においても同和問題の解決をはじめ、あらゆる差別の解消に向けての速やかな対応が求められています。勤務中等に、町民などから差別につながると思われる聞き合わせや態度、発言に遭遇した時は、その真意を聞き、間違いや問題点を指摘して、正しい方向へと導くことが重要です。(例えば、同和地区の所在、個人に関する聞き合わせ、障がいのある人や外国人の人権問題など)

- ◆ 差別につながる聞き合わせや態度、発言の内容と自分自身の対処方法を克明に記録し、その発言者の真意と発言内容、背景、問題点、今後の課題を明らかにし、速やかに所属長に報告し、再発防止に役立つように研修に活かしていくこと。
- ◆ 差別事象の内容を所属長を通じて、速やかに生涯学習・人権推進課へ連絡し、行政施策を見直し、今後の人権教育・啓発推進に反映させるため、職員の人権教育研修の教材化に努めること。

[2]差別落書きなどに出会った場合

①速やかな連絡、または通報者からの聞き取り

◆ 職員が発見した場合

職員が差別落書きと思われるもの<判断し難いものを含む>を発見した場合には、速やかに所属長または生涯学習・人権推進課へ連絡すること。この場合、連絡を受けた所属長は速やかに報告書等を作成し生涯学習・人権推進課へ連絡すること。

◆ 町民などから通報があった場合

- ① 町民などからの通報や教育機関等からの情報を受けた場合は、速やかに事象の発生場所や内容、通報者の住所、氏名を把握し、所属長または生涯学習・人権推進課へ連絡すること。この場合、連絡を受けた所属長は速やかに報告書等を作成し生涯学習・人権推進課へ連絡すること。
- ② その後、状況などについて丁寧に聞き取りを行い、通報者の氏名、住所、電話番号などと併せて情報を記録し、所属長の指示を受けること。

[3]現場の保存と確認について

差別発言や落書きなどの事実関係を正確に把握することは、その事象の分析や今後の差別解消に向けての取り組みのために大変重要である。そのため、次のように現場の保存と確認を行うこと。

◆ 差別落書きの場合

連絡を受けた施設管理責任者及び主管課は、生涯学習・人権推進課とともに直ちに落書きなどのある現場へ赴き、複数の職員で現場の保存に努めること。

また、施設責任者及び主管課はその状況を速やかに生涯学習・人権推進課へ報告すること。

① 現場の確認

差別落書きの内容、使用した筆記具、色彩、大きさ等必要と思われる事項を記録すること。

② 確認後の対応

記録後、関係者の現場確認が終了するまでの間、施錠、張り紙等による被覆及び使用禁止等必要な措置を講じること。

③ 写真撮影

現場の状況写真撮影を行うこと。

※ 警察への届出を行う事象(事件)にあつては、施設もしくは主管課は、警察へ現場確認の立会いを行ってもらうよう依頼すること。

[4]現場処理と今後の対策

◆現場の処理

施設もしくは主管課の職員などは、関係者等との現場確認作業、写真撮影などが完了後、施設管理責任者もしくは管理所管課の責任者の指示により、差別落書きなどの消去を行い、その後使用禁止等の措置を解除すること。

◆今後の対応

主管課は、現状や課題を分析し、再発防止の方策を協議する。生涯学習・人権推進課は、その協議結果を検証し、また人権啓発検討委員会の開催を検討する。

※必要に応じて、主管課の協議に生涯学習・人権推進課も加わる。

◆人権啓発検討委員会

生涯学習・人権推進課は、人権啓発検討委員会を開催し、今後の効果的な啓発方法等について検討を行う。

【メンバー】

副町長、教育長、総務課長、主管課（課長、担当者）、  
生涯学習・人権推進課（課長、担当者）、

町人権教育推進協議会代表、町人権教育研究推進員代表

[5]関係機関等への報告など

生涯学習・人権推進課は、部落差別事象の報告を受けた場合は速やかに、部落解放同盟支部へ内容等の報告を行う。

「差別事象」と確認した場合または現場確認において「差別落書き」と確認した場合は、部落解放同盟中部地区協議会及び中部教育局、県人権局、県人権教育課等関係機関へも報告する。

### 差別的発言対応

～電話等の聞き合わせ対応～

例

相手 「〇〇町の〇〇は被差別部落（同和地区）ですか？」

対応 「お尋ねのようなご質問にはお答えできません」

相手 「親戚が〇〇に住んでいて、差別を受けるようなことがあっては困るので教えてほしい」

対応 「行政機関ではそこが被差別部落（同和地区）であるか被差別部落（同和地区）でないかをお答えすることはできません。どこで問い合わせされても同じことです」

相手 「なんで・・・聞きたいだけだん」

対応 「このような被差別部落（同和地区）であるか被差別部落（同和地区）でないかなどを問い合わせることは、人権侵害、部落差別になりますのでお答えすることはできません」

#### ◆説明

このような問い合わせは、同和問題の解決の妨げになります。その地区に住んでいる人、その地区の出身者であるだけで不合理な差別を受けてきた被差別者の心情を理解してください。このように問い合わせや聞き合わせることは差別行為となります。

#### 《身元調査についてのQ&A》

Q：人には知る権利があるので、何を調べても自由なのでは？

A：人権侵害や差別をする自由はありません。「知る権利」とは、公共性・社会性のあ  
る情報で、明らかにすることによって社会に役立つ情報を得ることができる権利  
のことです。

Q：親として、子どもの幸せを願って身元調査をすることがなぜいけないのか？

A：結婚は本人同士の合意により成立します。幸せかどうかは子ども自身が決めるこ  
とです。子どもを思う親の気持ちが、身元調査の不当性や差別性を正当化するも  
のではありません。

Q：みんなが調べているから良いのでは？

A：差別的な慣習を無意識に受け入れることには問題があります。それを変えていく  
ことこそが、一人ひとりの幸せにつながるのではないのでしょうか。

Q：相手が嘘をついていたらどうするのか。調べなくていいのか？

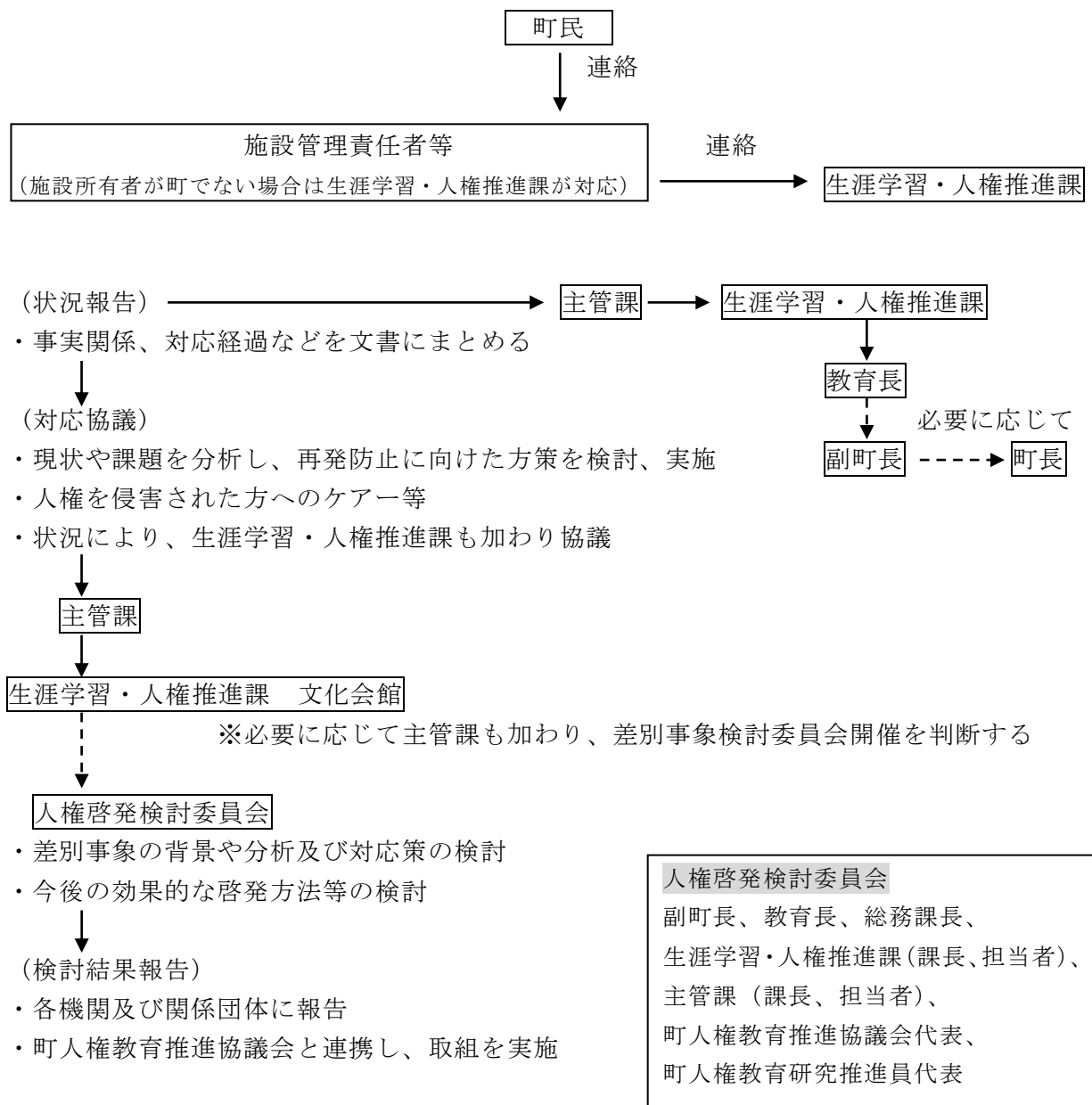


A：信頼関係が成り立ってはじめて結婚するのです。言動を含めて、責任は本人同士にあります。相手が嘘をついているかどうか疑いながら、本当の信頼関係が築けるのでしょうか。

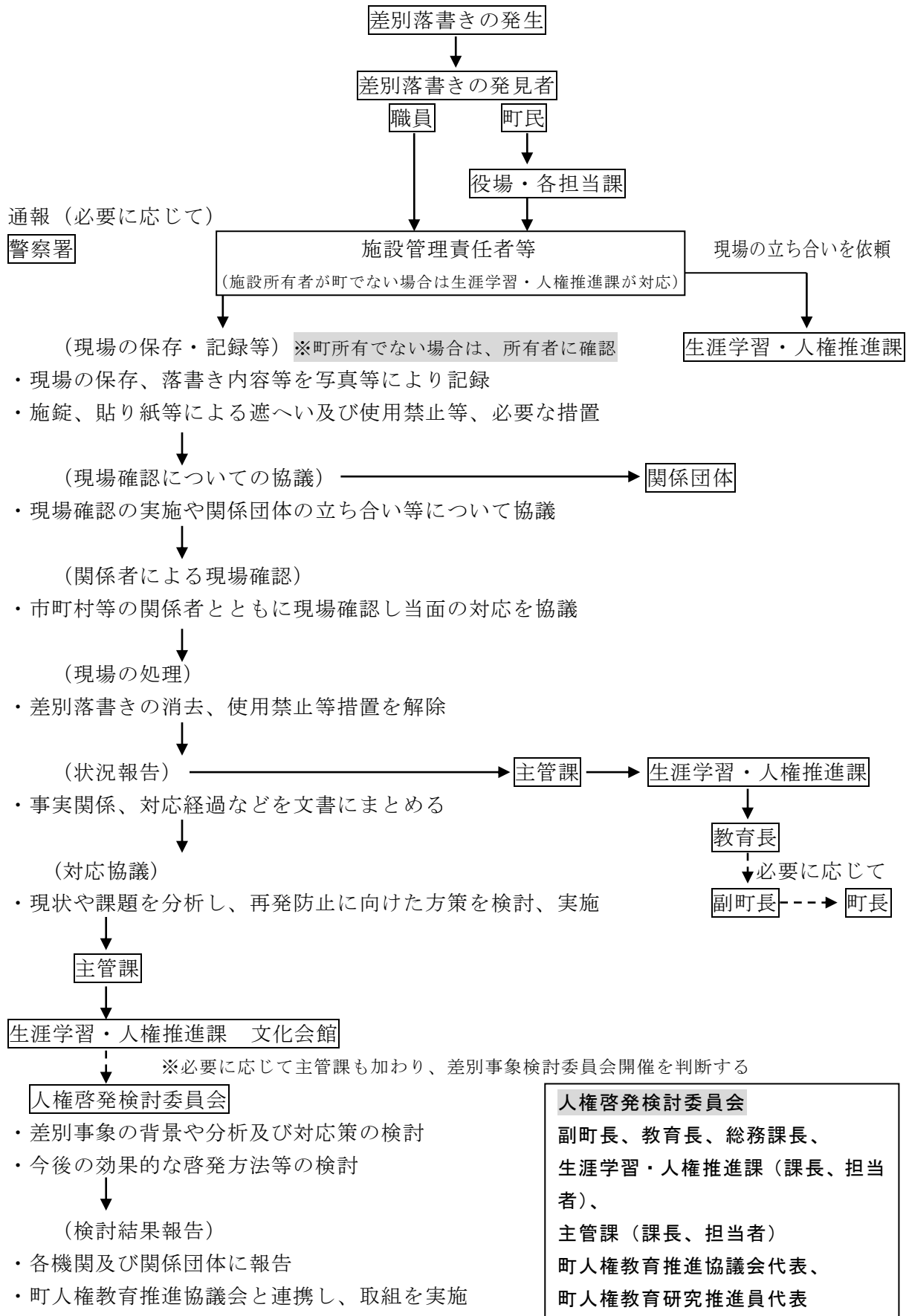
Q：学歴や思想など、本人に責任があることは調べてもいいのでは？

A：人権侵害や差別をする自由はありません。本人に責任があってもなくても、本人の知らないところで調べることは、プライバシーの侵害になります。

### 差別事象への対応手順



## 差別落書きへの対応手順



あッ発見!

差別落書き

みんなでつくろう

安心のまち

誰かが見ている その犯行!

私たちが差別落書きなどを発見したとき、どう対応するのかその方法を考えてみましょう。

☆公共施設（管理者や所有者がはっきりわかるもの）

そのトイレや建物がどこの管理なのか、はっきりわかる場合は、その管理先（町役場、県の出先機関など）に直接電話をするか、事務所へ届け出てください。

☆公共施設や道路、橋梁など管理者や所有者がわからないもの

道路やガードレールなど、どこが管理しているのかわからない場合は、役場など行政機関へ連絡してください。

☆個人や企業が所有する建物等（スーパーや店舗など）

その店やその企業の従業員又は事務所に届け出ます。その際、個人の場合そのまま消してしまう場合もあるので、できれば、役場か生涯学習・人権推進課へも連絡してください。

☆電話はかけにくいという場合

落書きを発見しても役場等へ電話をかけにくい場合は、町職員、行政区の区長さんや役員さんなど身近な人にご連絡・ご相談ください。

落書きを発見したら

落書きを発見しても、放置しておけば、それを見た人に新たな差別意識を植え付けることになり、差別を助長する恐れがあります。落書きを発見したら役場など行政機関へ通報してください。

落書きは犯罪です

落書きは、一方的に相手を攻撃する卑劣で悪質な犯罪行為です。器物損壊罪(第 261 条)、名誉毀損罪(第 230 条)、侮辱罪(第 231 条)といった犯罪になる場合もあります。

落書きは消したら済むというものではなく、人をおとしめたり、不快感を与える恐ろしい力を持っている言葉の暴力です。また、自分は姿を見せず、人の心を踏みにじる陰湿で卑劣な行為です。

差別落書きをしない、させないために、一人ひとりが問題意識を持って、行動していくことが大切です。

★電話をされる場合、その発見場所、落書きの内容、発見の状況を正確にお伝えください。

## 新型コロナウイルス感染症に負けない！ 3町（湯梨浜・北栄・琴浦）人権尊重宣言！

### 1、私たちは感染者とその関係者の人たちを非難しません

○感染はいつでも、だれにでも起こる可能性があります。感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在です。

○感染された方やその家族、知人、職場、医療従事者等への偏見や差別、誹謗中傷はあってはなりません。

### 2、私たちはうわさやデマに惑わされません

○SNSや人のうわさは本当に正しいのでしょうか？不確かな情報やデマに惑わされることなく、正しい情報に基づいて冷静に行動しましょう。

○自分自身が間違った情報を流してしまわないよう、もう一度、情報との接し方を考えてみましょう。

### 3、私たちは一人ひとりの人権を尊重します

○私たちが克服すべき相手は、人ではなく、新型コロナウイルスです。

○コロナ禍では不安や恐れから人を責めたり、人との関わりを過度に避けようとしたりすることがあるかもしれません。このようなときだからこそ自分も相手も大切にし、一人ひとりの『人権』を大切にしていきましょう。

～ 人 権 尊 重 の ま ち ～



湯 梨 浜 町  
湯梨浜町人権教育推進協議会



北 栄 町  
北栄町人権教育・啓発推進協議会



琴 浦 町  
琴浦町人権・同和教育推進協議会

## 諮問書

### 諮 問

発湯生第82号

湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会  
会長 新川 裕二 様

湯梨浜町では、町民一人一人が人権尊重のまちづくりに取り組み、部落差別をはじめあらゆる差別の解消と明るく住みよい町づくりをめざし、さまざまな施策を推進してきました。しかし、今年度実施した湯梨浜町人権意識調査においても、解決していかなければならない課題があることが表れています。併せて、新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題やインターネット上での誹謗中傷など、新たに生じる人権課題への対応が必要になっています。

そこで、湯梨浜町第4次総合計画（令和3年度から12年度まで）の基本構想「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」をもとに、令和4年度から8年度までを基本計画とする「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第3次改訂）」を策定し、湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例第1条の目的を達成するため、湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会条例第2条の規定により下記事項を諮問します。

令和3年10月27日

湯梨浜町長 宮脇 正道

### 記

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第3次改訂）及び  
湯梨浜町あらゆる差別をなくする実施計画（第3次改訂）について

## 答申書

### 答 申

湯梨浜町長 宮 脇 正 道 様

令和3年10月27日に諮問のあった湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第3次改訂）及び湯梨浜町あらゆる差別をなくする実施計画（第3次改訂）について、慎重に審議を重ねた結果、総合計画と実施計画を一つにまとめ、別添のとおり「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第3次改訂）」計画書を作成しましたので、ここに答申いたします。

本計画の実施にあたっては、町民一人一人の人権が保障され、人権尊重のまちづくりが展開されるとともに、本町がめざす「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現に向け、次の事項について配慮され、本計画の着実な実践と推進が図られるよう強く要望します。

### 記

1. 本計画策定の趣旨及び内容について、町民への周知を十分に図るとともに、町民、地域、学校、行政が果たす役割を明確にし、互いに連携しながら全町挙げて本計画の推進に努められたい。
2. 本計画の着実な実践と推進にあたっては、その留意事項を念頭に置き、積極的な推進に努められたい。

令和4年2月24日

湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会  
会 長 新 川 裕 二

## 湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成16年10月1日

条例第128号

(目的)

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加により、差別のない住みよい湯梨浜町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策等)

第4条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的に策定し、その推進に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体等と連携を図り、啓発事業の充実に努め、差別を許さない人権擁護の社会的環境の醸成に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進のため、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、必要な審議会を置くことができる。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

## 湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会条例

平成16年10月1日  
条例第129号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための必要事項について、調査し、及び審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 公募による者
- (4) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、町の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。

(事務)

第8条 審議会の事務は、湯梨浜町役場において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。



計画策定関係者

|     | 氏名（敬称略）    | 備考                 |
|-----|------------|--------------------|
| 会 長 | 新 川 裕 二    | 学識経験者              |
| 委 員 | 石 沼 友      | 湯梨浜町商工会代表          |
| 委 員 | 谷 口 章 人    | 小・中学校代表            |
| 委 員 | 大 西 映 子    | こども園・保育園代表         |
| 委 員 | 川 本 栄 二    | 部落解放同盟代表（～R4.1 まで） |
| 委 員 | 中 村 博 孝    | 部落解放同盟代表（R4.1～）    |
| 委 員 | 仙 賀 芳 友    | 湯梨浜町社会福祉協議会代表      |
| 委 員 | 森 田 恵 子    | 湯梨浜町女性団体連絡協議会代表    |
| 委 員 | 水 野 彰      | 湯梨浜町高齢者クラブ連合会代表    |
| 委 員 | 千 熊 一 郎    | 人権擁護委員代表           |
| 委 員 | 松 原 厚 子    | 湯梨浜町民生児童委員代表       |
| 委 員 | 松 村 由 朝    | 湯梨浜町身体障害者福祉協会代表    |
| 委 員 | 中 本 曙 美    | 湯梨浜町人権教育推進協議会代表    |
| 委 員 | アベ山田マリアルイサ | 学識経験者              |
| 委 員 | 亀 井 雅 議    | 湯梨浜町副町長            |
| 委 員 | 山 田 直 樹    | 湯梨浜町教育長            |

発行：令和4年3月

湯梨浜町教育委員会事務局 生涯学習・人権推進課

〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町久留 19 番地 1

TEL 0858-35-5369

FAX 0858-35-5387

E-mail yshogai@yurihama.jp